

中国におけるオンラインニュース管理規定

山本 賢二*

中国においてインターネットを通じて流される情報は国務院新聞弁公室と情報産業部によってつくられた行政法規の「インターネット情報サービス管理弁法」（「互联网信息服务管理办法」）と「インターネットニュース情報サービス管理規定」（「互联网新闻信息服务管理规定」）によって管理されている。

前者の「インターネット情報サービス管理弁法」は2000年9月25日に公布施行された。同「弁法」は2012年6月7日にその修正を目途とした「インターネット情報サービス管理弁法（修正草案意見聴取稿）」（「互联网信息服务管理办法（修订草案征求意见稿）」）が公示されたが、本稿執筆時点（2015年12月）においてはまだ「成案」として公布に至っていない。

また、後者の「インターネットニュース情報サービス管理規定」は、2000年11月7日に公布施行された「インターネットウェブサイトニュース掲載業務従事管理暫定規定」（「互联网站从事登载新闻业务管理暂行规定」）の後、2005年9月25日に公布施行され、現在に至っている。

周知のように、中国の法制度は「憲法」のもとに「・・・法」という法律がつくられ、そのもとに「・・・弁法」、「・・・規定」、「・・・条例」などの行政法規がつくられ、法的効力を持つ。現在、インターネットに関する「法」は制定されておらず、行政法規と各部門の「規程」（「规章」）があるだけであるが、2015年7月6日に「インターネット安全法（草案）」（「网络安全法（草案）」）が公表され、同年8月5日までに意見の聴取をすでに終えている。しかし、これも「成案」としていまだ全人代に上程されていないため、当面は前述した「弁法」と「規定」という二つの行政法規が法的有効性を持つ。

本稿は、現在のインターネットに流れる情報の内容管理に焦点を当て、「インターネット情報サービス管理弁法」、「インターネットウェブサイトニュース掲載業務従事管理暫定規定」、「インターネットニュース情報サービス管理規定」および「インターネット情報サービス管理弁法」（修正草案意見聴取稿）を中心に資料解題を行うと同時に、習近平総書記のインターネット観についても論及するものである。

上記四資料の中国語原文と日本語訳は本稿の後半部に掲載している。日本語訳は本学大学院新聞学研究科博士前期課程在学生の張惠嫻、常珈銘、邢佳の3名による試訳である。

また、「資料5」として、「三つの十条」と称される「国家インターネット情報弁公室」によって2014年から2015年にかけて下達された(1)「インスタントメッセージングツール公衆情報サービス発展管理暫定規定」（「即时通信工具公众信息服务发展管理暂行规定」）、(2)「インターネットユーザーアカウント名称管理規定」（「互联网用户账号名称管理规定」）、(3)「インターネットニュース情報サービス単位インタビュー活動規定」（「互联网新闻信息服务单位约谈工作规定」）の中国語

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

原文を掲載している。

1. 「インターネット情報サービス管理法」(2000年)

国務院新聞弁公室と情報産業部によってつくられた「インターネット情報サービス管理法」は2000年9月25日に国務院令として公布施行された。

同「弁法」は「第二条」で「インターネット情報サービスとはインターネットを通じてオンラインユーザーに情報を提供するサービス活動を指す。」と定義し、「第三条」において、「インターネット情報サービスは営利的と非営利的の二種類に分けられる。」とした上で「営利的インターネット情報サービスとはインターネットを通じてオンラインユーザーに有償で情報を提供したり、あるいはウェブページを製作するなどのサービス活動を指す。」「非営利的インターネット情報サービスとはインターネットを通じてオンラインユーザーに無償で公開性、公益性をもつ情報を提供することを指す。」としている。

そして、「第四条」では「国家は営利的インターネット情報サービスには許可制度を実施し、非営利的インターネット情報サービスには届出制度を実施する。」「許可を取らずあるいは届出履行していない場合、インターネット情報サービス活動に従事できない。」とし、許可制が「営利的インターネット情報サービス」に、また、「非営利的インターネット情報サービス」には届出制が適用されることを規定している。

同「弁法」は「第五条」以下、「インターネット情報サービス付加価値電信業務営業許可証」申請など許可制と届出制の手続きについて明記している。

また、記録の保存について「第十四条」で「報道、出版および電子掲示板などのサービス項目に従事するインターネット情報サービス提供者は、提供した情報内容およびその発表時間、インターネットアドレス、あるいはドメインを記録すべきであり、インターネット接続サービス提供者はネットユーザーのアクセス時間、アカウント、インターネットアドレスまたはドメイン、メイン電話番号などの情報を記録すべきである。」とするとともに、「インターネット情報サービス提供者とインターネット接続サービス提供者の記録バックアップは60日間保存すべきであるとともに、国家の関係機関が法律に基づいて問い合わせをする時には、それを提供すべきである。」とその義務を明記している。

さらに、「第十五条」では「インターネット情報サービス提供者は下記の内容を含む情報を製作、複製、発表、流布してはならない」として下記の9項目を挙げている。

- (一) 憲法が確定したところの基本原則に反対するもの。
- (二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- (三) 国家の荣誉と利益を損うもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- (五) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (六) デマを散布し、社会秩序を乱し、社会安定を破壊するもの。

- (七) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- (八) 他人を侮辱あるいは誹謗し、他人の合法的權益を侵害するもの。
- (九) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

これに加えて、「第十六条」では「インターネット情報サービス提供者はそのウェブサイトで流している情報が明らかに本弁法の第十五条に列記された内容のひとつに属するものを発見したら、すぐに流すことを停止し、関係する記録を保存し、関係機関に報告すべきである。」として、ポータルサイトの責任を明記している。

そして、こうしたポータルサイトの情報サービスについて「第十八条」では「国务院情報産業主管部門と省、自治区、直轄市電信管理機関は法律に基づいて、インターネット情報サービスに対し監督管理を行う。」「報道、出版、教育、衛生、薬品の監督管理、工商行政管理および公安、国家安全など関係主管部門は各職責範囲内で法律に基づいて、インターネット情報内容に対し、監督管理を行う。」とし、「監督管理」機関を明記している。

以下、罰則規定の条項が列記されたこの「弁法」は2012年に修正草案が公示され修正作業中ではあるが、現在も行政法規として活きている。

この「弁法」の「第十五条」の9項目の禁止事項は、1997年12月11日、国务院に承認され、12月30日に公安部から公布された「コンピューター情報ネットワーク国際インターネット安全保護管理弁法」(计算机信息网络国际联网安全保护管理办法)の「第五条」で提示された下記の「いかなる単位および個人も国際インターネットを利用して下記の情報を制作、複製、閲覧および伝播してはならない。」9項目の延長線上にあるものであるが、両者を比較すれば明らかなようにその表現はより洗練されたものになっている。

- (一) 憲法および法律、行政法規の実施を拒否、破壊させようと煽動するもの。
- (二) 国家政権を転覆させ、社会主義制度を覆そうと煽動するもの。
- (三) 国家を分離させ、国家の統一を破壊するよう煽動するもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- (五) 事実を捏造あるいは歪曲し、デマを飛ばし、社会秩序を乱すもの。
- (六) 封建的迷信、猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を宣揚し、犯罪を教唆するもの。
- (七) 公然と他人を侮辱、あるいは事実を捏造し他人を誹謗するもの。
- (八) 国家機関の名誉を傷つけるもの。
- (九) その他憲法と法律、行政法規に違反するもの。

ちなみに、この「弁法」の公布施行後まもなくの10月8日に制定された情報産業部の「インターネット電子掲示板サービス管理規定」(互联网电子公告服务管理规定)の「第九条」に「いかなる者も電子掲示板サービス系統の中で下記の内容の一つを含む情報を発表してはならない」として、同「弁法」と同じ9項目が挙げられている。

2. 「インターネットウェブサイトニュース掲載業務従事管理暫定規定」

上掲の「インターネット情報サービス管理法」に続き、同年（2000年）11月7日には同じく国務院新聞弁公室と情報産業部の行政法規として「インターネットウェブサイトニュース掲載業務従事管理暫定規定」が公布施行された。この法規はその名の通りインターネットの「ニュース掲載業務」に関する管理規定である。

この「暫定規定」は「第二条」で「本規定のいうところのニュース掲載とは、インターネットを通じてニュースを公表、転載することを指す。」と定義し、「第四条」では「国務院新聞弁公室はニュース掲載業務に従事する全国のインターネットウェブサイトの管理業務の責任を負う。」「省、自治区、直轄市人民政府新聞弁公室は本規定に従って当該行政区域内ニュース掲載業務に従事するインターネットウェブサイトの管理業務の責任を負う。」と「責任」の所在を明記している。

さらに、「第五条」では「中央の報道単位、中央国家機関各部門の報道単位および省、自治区、直轄市と省、自治区人民政府所在地の市直属の報道単位が法律に従って設置したウェブサイト（以下はニュースサイトと略称する）は、承認を得た後、ニュース掲載業務に従事することができる。その他の報道単位はニュースサイトを単独では設置できないが、承認を得た後中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直属の報道単位が設置したニュースサイトにおいてニュースウェブページを作り、ニュース掲載業務に従事することができる。」と明記し、「ニュースサイト」を開設できる「報道単位」の「ニュース掲載業務に従事」する条件を示している。

また、「非報道単位」については、「第七条」で「非報道単位が法律に従って設立した総合的なインターネットウェブサイト（以下は総合的非報道単位ウェブサイトと略称する）で本規定第九条に列記された条件を備えるものについては、承認を受けて中央の報道単位、中央国家機関各部門報道単位および省、自治区、直轄市直属の報道単位によって発表されたニュースを掲載することに従事できるが、独自に取材したニュースやその他のソースのニュースを掲載することはできない。非報道単位が法律に従って設立したその他のインターネットウェブサイトはニュースを掲載することに従事できない。」と明記し、中央級と省級の「報道単位」のニュースの転載だけで、「独自に取材したニュースやその他のソースのニュースを掲載することはできない。」としている。

そして、「第十三条」に「ウェブサイトが掲載するニュースは下記の内容を含んではならない」として下記の9項目を挙げている。

- (一) 憲法が確定したところの基本原則に反対するもの。
- (二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- (三) 国家の荣誉と利益を損うもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- (五) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (六) デマを散布し、社会秩序を乱し、社会安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- (八) 他人を侮辱あるいは誹謗し、他人の合法的權益を侵害するもの。

(九) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

この9項目は前掲の「インターネット情報サービス管理弁法」の「第十五条」に列記されたものと同一である。

これ以降、2002年8月1日に施行された「インターネット出版管理暫定規定」はその「第十七条」で「インターネット出版は下記の内容を載せてはならない」として次の10項目を挙げている。

- (一) 憲法が確定したところの基本原則に反対するもの。
- (二) 国家の統一、主権および領土保全に危害を与えるもの。
- (三) 国家秘密を漏洩し、国家の安全に危害を与えたり、あるいは国家の榮譽と利益を損うもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊したり、あるいは民族の風習、習慣を侵害するもの。
- (五) 邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (六) デマを散布し、社会秩序を乱し、社会安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻、賭博、暴力を宣揚したり、あるいは犯罪を教唆するもの。
- (八) 他人を侮辱あるいは誹謗し、他人の合法的權益を侵害するもの。
- (九) 社会公德、あるいは民族の優秀な文化伝統に危害を与えたりするもの。
- (十) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

この10項目は「弁法」の9項目から1項目増えている。「領土保全」、「民族の風習、習慣」、「社会公德」、「民族の優秀な文化伝統」などの新たなキーワードを加えて、細分化したものである。

また、2003年2月10日に「国家ラジオ映画テレビ総局令」として施行された「インターネットなど情報ネット視聴番組伝播管理弁法」（「互联网等信息网络传播视听节目管理办法」）はその「第十九条」で「情報ネットを通じて以下の内容のある番組を伝播させることを禁止する」として以下の11項目を列挙した。

- (一) 憲法が確定したところの基本原則に反対するもの。
- (二) 国家の統一、主権および領土保全に危害を与えるもの。
- (三) 国家秘密を漏洩し、国家の安全に危害を与えたり、あるいは国家の榮譽と利益を損うもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊したり、あるいは民族の風習、習慣を侵害するもの。
- (五) 邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (六) 社会秩序を乱し、社会安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻、賭博、暴力を宣揚したり、あるいは犯罪を教唆するもの。
- (八) 他人を侮辱あるいは誹謗し、他人の合法的權益を侵害するもの。
- (九) 社会公德、あるいは民族の優秀な文化伝統に危害を与えたりするもの。

- (十) 虚偽の情報。
- (十一) インターネットあるいは域外のメディアから収録した域外番組。
- (十二) 法律、法規が禁止を規定しているその他の内容を含むもの。

上掲のように(十)の「虚偽の情報」と(十一)の「インターネットあるいは域外のメディアから収録した域外番組」以外はほぼ「インターネット出版管理暫定規定」を踏襲している。

3. 「インターネットニュース情報サービス管理規定」(2005年)

上掲の「インターネットウェブサイトニュース掲載業務従事管理暫定規定」が公布施行されてから、5年後の2005年9月25日に「ニュース情報」に特化した「インターネットニュース情報サービス管理規定」が国務院新聞弁公室と情報産業部の行政法規として公布施行された。

同「規定」は「第二条」で「本規定のいうところのニュース情報とは、政治、経済、軍事、外交など社会の公共的事柄の報道、論評および社会の突発事件に係る報道、論評を含む時事政治類のニュース情報を指す。」「本規定のいうところのインターネットニュース情報サービスとは、インターネットを通じてニュース情報を掲載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に向けて時事政治類の記事情報を送ることを含む。」として「ニュース情報」と「インターネットニュース情報サービス」をそれぞれ定義した後、「第四条」で「監督管理業務」の責任の所在を「国務院新聞弁公室は全国のインターネットニュース情報サービスの監督管理業務を主管する。省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室は当該行政区域内のインターネットニュース情報サービスの監督管理業務の責任を負う。」と明記している。

続く「第五条」では三種類の「インターネットニュース情報サービス単位」を「(一) 報道単位が設立した当該単位がすでに掲載放送したものを超えたニュース情報を掲載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に時事政治類の記事情報を送るインターネットニュース情報サービス単位。(二) 非報道単位が設立したニュース情報を転載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に時事政治類の記事情報を送るインターネットニュース情報サービス単位。(三) 報道単位が設立した当該単位が掲載放送したニュース情報を掲載するインターネットニュース情報サービス単位。」に分けている。

また、「第九条」は「いかなる組織も中外合資経営、中外合作経営および外資経営のインターネットニュース情報サービス単位を設立することはできない。」とし、外国資本の参入を排除している。

そして、「第十九条」には「インターネットニュース情報サービス単位が掲載、流すニュース情報および提供する時事政治類の電子掲示板サービスには、下記の内容を含んではならない。」として次の11項目が挙げられている。

- (一) 憲法が確定したところの基本原則に違反するもの。
- (二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。

- (三) 国家の荣誉と利益を損うもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- (五) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (六) デマを散布し、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- (八) 他人を侮辱、誹謗あるいは他人の合法的權益を侵害するもの。
- (九) 不法な集会、結社、デモ、示威を煽動し、民衆を集めて社会秩序を乱すもの。
- (十) 不法な民間組織の名によって活動を行うもの。
- (十一) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

ここで(九)と(十)が加えられたことは、この行政法規が施行された2005年当時の時代を反映しているものと言えよう。

以上の内容が含まれるニュース情報を管理するため、次の「第二十条」に「インターネットニュース情報サービス単位はニュース情報内容管理責任制度を打ち立てるべきである。」として、内部に「内容管理責任制度」をつくることを明記するとともに、「本規定第三条第一款、第十九条の規定する内容に違反した内容を含むニュース情報を掲載、流してはならない。提供する時事政治類の電子掲示板サービスの中で本規定第三条、第十九条の規定する内容に違反したものを発見したならば、直ちにそれを削除し、関係記録を保存するとともに、関係部門が法律に従って問い合わせをしてきたときには、それを提供すべきである。」とすると同時に、「第二十一条」で「インターネットニュース情報サービス単位は掲載、流したニュース情報内容およびその時間、ウェブアドレスを記録し、その記録バックアップは少なくとも60日間保存するとともに、関係部門が法律に従って問い合わせをしてきたときには、それを提供すべきである。」としている。

さらに、「第四章 監督管理」の「第二十二条」で「国务院新聞弁公室と省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室は法律によって、インターネットニュース情報サービス単位に対し監督検査を行うが、関係単位、個人はこれに協力すべきである。」、「第二十三条」で「国务院新聞弁公室と省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室はインターネットニュース情報サービス単位に監督検査を行うべきであり、インターネットニュース情報サービス単位が掲載、流したニュース情報あるいは提供した時事政治類電子掲示板サービスの中で、本規定の第三条第一款、第十九条の規定に違反した内容を含むことを発見したら、その削除を通知すべきである。インターネットニュース情報サービス単位は直ちに削除し、関係記録を保存するとともに、関係部門が法律に従って問い合わせをしてきたときは、それを提供すべきである。」と明記している。

これに加えて、「第二十五条」では「インターネットニュース情報サービス単位は公衆の監督を受け入れるべきである。」、「国务院新聞弁公室は摘発ウェブサイトアドレス、電話を公表し、公衆の摘発を受け入れるとともに法律に従って処理すべきである。その他の部門の職責範囲に属する摘発については、関係部門に処理を委ねるべきである。」として、「公衆」の「監督」を明記している。

そして、「第二十六条」から「第三十一条」までの「第五章」は「法律責任」が列挙されている。最後の「第六章 附則」の「第三十二条」では「報道単位」を次のように定義している。「本規

定のいうところの報道単位とは、法律に基づいて設立された新聞社、ラジオ局、テレビ局と通信社を指す。その中で、中央の報道単位には中央の国家機関の各部門が設立した報道単位を含む。」。

4. 「インターネット情報サービス管理弁法（修正草案意見聴取稿）」

2000年9月25日に国务院令として公布施行された「インターネット情報サービス管理弁法」を改正すべく12年後の2012年6月に「インターネット情報サービス管理弁法（修正草案意見聴取稿）」が公開された。

この「修正草案意見聴取稿」の最大の特徴はインターネットの「監督管理」に「公安部門」がはっきりとした形で加わるようになったことである。その「第三条」は「国家インターネット情報サービス内容主管部門は職責に基づいてインターネット情報内容管理の責任を負い、国务院電信主管部門、国务院公安部門およびその他の関連部門と協調し、インターネット情報内容に対して監督管理を行う。国务院電信主管部門は職責に基づいてインターネット業種管理の責任を負い、インターネット情報サービスの市場参入許可、市場秩序、インターネット資源、インターネット情報安全等に対して監督管理を行う。国务院公安部門は職責に基づいてインターネット安全監督の責任を負い、インターネット公共秩序と公共安全を守り、インターネット違法犯罪活動を防止し、懲罰を与える。国务院その他の関連部門はそれぞれの職責範囲内でインターネット情報サービスに対して管理を行う。」とある。すなわち、「インターネット情報サービス内容主管部門」、「国务院電信主管部門」、「国务院公安部門」の分業体制で「インターネット情報サービス」を管理することが明記されている。

特に「公安機関」が様々の条文に登場する。例えば、「第七条」の「情報サービス付加価値電信業務営業許可を申請あるいは届出手续を履行する際に提出が義務付けられている「資料」の中に「(四) 公安機関が出した安全検査意見。」がある。また、「第二十条」から「第二十五条」までの「第四章 監督検査」は「インターネット情報内容主管部門、電信主管部門、公安機関」の分業が明示されている。

そのなかの「第二十五条」には「いかなる単位や個人もインターネット情報サービス提供者、インターネット接続サービス提供者に本弁法に違反する行為があったことを発見したならば、それを関係部門に摘発する権利を有する。」ことが明文化されている。

さらに、「第十五条」は「インターネットユーザーによって公衆に情報が公表されるインターネット情報サービス提供者は、ユーザーに真実の身分情報によって登録するよう要求すべきである。インターネット接続サービス提供者はその接続したところのインターネット情報サービス提供者の真実の身分情報、ウェブサイト名称、インターネットアドレス等の情報を記録すべきである。」として、ユーザーに対し実名で登録することを求めている。また、「第十六条」は「インターネット情報サービス提供者は発表したところの情報とサービス対象者が発表したところの情報を記録するとともに、6ヶ月間保存すべきである。インターネット情報サービス提供者、インターネット接続サービス提供者は日誌情報を記録し、12ヶ月間保存するとともに、公安機関、国家安全機関が法に従って問い合わせしたときには技術的支持を提供すべきである。」として、「記録」の保存義務が示されている。

そして、「第十八条」は「いかなる単位や個人も下記の内容を含む情報を制作、複製、発表、伝播してはならず、あるいは下記の内容を含む情報を故意に制作、複製、発表、伝播させるサービスを提供してはならない。」として、次の9項目を挙げている。

- (一) 憲法が確定したところの基本原則に反対するもの。
- (二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- (三) 国家の荣誉と利益を損うもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- (五) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (六) テマを散布し、社会秩序を乱し、社会安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。あるいは禁止品、管制部品を売買、製造するもの。
- (八) 他人を侮辱あるいは誹謗し、他人の合法的權益を侵害するもの、あるいは国家機関、社会团体またはその他の法人名義を模造、借用するもの。
- (九) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

これに加えて、「第十九条」は「インターネット情報サービス提供者、インターネット接続サービス提供者は発表、流布した情報が本弁法の第十八条に列記された内容に属するものであることを明らかに知った時、発表、流布することを即時停止、関係記録を保存し、インターネット情報内容主管部門、公安機関に報告すべきである。」とすると同時に、「国家関連部門は本弁法の第十八条に列記されたところの内容に属する情報の伝播を遮断する措置を講じることができる。」として、インターネットを「遮断」する権限を「国家関連部門」に持たせている。

また、「第六章 附則」の「第三十八条」は「本弁法のいうところのインターネットユーザーによって公衆に情報を発表するサービスを提供することとは、インターネットユーザーに情報発表条件を提供するサービスであり、通常のことの論壇、ブログ、マイクロブログなどを含むものを指す。」として、ネットユーザーの「論壇、ブログ、マイクロブログ」にも適用されることが示されている。

以上の内容はあくまでも「修正草案意見聴取稿」であり、それがそのまま正式に公布施行されるかはわからないが、2000年の「インターネット情報サービス管理弁法」に比べると管理色が格段に強くなっていることが分かる。

その後、2015年3月1日に公布施行された「インターネットユーザーアカウント名管理規定」(互联网用户账号名称管理规定)はその「第六条」に「いかなる機関あるいは個人も登録および使用しているインターネットユーザーアカウントに下記の状況があってはならない。」としている。そこで列挙されている9項目は「インターネット情報サービス管理弁法(修正草案意見聴取稿)」以前の「インターネットウェブサイトニュース掲載業務従事管理暫定規定」の9項目に近い。その

9項目は下記の通り。

- (一) 憲法あるいは法律法規の規定に違反するもの。
- (二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- (三) 国家の荣誉と利益を損うもの、公共の利益を損なうもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- (五) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (六) デマを散布し、社会秩序を乱し、社会安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- (八) 他人を侮辱あるいは誹謗し、他人の合法的權益を侵害するもの。
- (九) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

両者の相違点は、後者の(一)が「憲法あるいは法律法規の規定に違反するもの。」となっている点と(三)に「公共の利益を損なうもの。」が加わっているだけである。

5. 習近平総書記のインターネット観

習近平は2012年11月15日に中国共産党中央委員会総書記、中国共産党中央軍事委員会主席に就任し、習の中国治政が始まった。続いて、2013年3月14日には中華人民共和国国家主席と中華人民共和国軍事委員会主席に就任、この時点で党軍国の三権を掌握した。

習近平体制は中央弁公庁を通じて2013年4月に「当面のイデオロギー領域における状況に関する通報」(「关于当前意识形态领域情况的通报」《中办发【2013】9号》文件)を下達し、情報内容の管理に着手した。同「通報」はその中で下記の7項目の問題に注意を喚起した。

- (1) 西側の憲政民主を宣揚し、現代の指導を否定し、中国の特色を備えた社会主義政治制度を否定することを企む。
- (2) 「普遍的価値」を宣揚し、党の執政の思想理論基盤を動揺させようと企む。
- (3) 公民社会を宣揚し、党の執政の社会的基盤を瓦解させようと企む。
- (4) 新自由主義を宣揚し、我が国の基本的経済制度を改変しようと企む。
- (5) 西側のジャーナリズム観を宣揚し、我が国の党がメディアを管理する原則と新聞出版管理制度に挑戦する。
- (6) 歴史修正主義を宣揚し、中国共産党の歴史と新中国の歴史を否定しようと企む。
- (7) 改革開放に疑問を投げかけ、中国の特色を備えた社会主義の性質に疑問を投げかける。

「通報」は上掲の項目それぞれに説明を加えた後、「上述の誤った思潮と主張は、域外のメディアや反動的出版物の中に大量に存在するとともに、インターネットや地下のパイプを通じて域内に浸透している。域内のネット論壇、ブログ、マイクロブログにもある程度伝播されている。報告会、

シンポジウム、大学の教室、論壇講座、民間読書会、個別の出版物の中にも時として出現する。もしそれをそのまま蔓延させたら、いかなる旗を掲げ、いかなる道を歩み、いかなる目標に向かって前進するかなどの重大問題における人々の思想的コンセンサスを妨げ、わが国の改革発展安定という大局を妨げることになる。」と指摘している。

この「通報」のキーワードを挙げれば、「西側の憲政民主」、「普遍的価値」、「公民社会」、「西側のジャーナリズム観」、「歴史修正主義」となるであろう。すなわち、習近平体制確立初期において、こうした価値観は中国共産党の支配を阻害するものとして排除するという意思を表明したのである。

習近平は同年8月19日全国宣伝思想工作会議において総書記就任以来初めて「宣伝思想工作」について系統だった講話を行っている。「博訊」などの中国域外ウェブサイトは「習近平の2013年8月19日全国宣伝思想工作会議での講話精神伝達提綱」として全文をアップしているが、公式（新華社の「通稿」）にはその内容は一部のみ伝えられているだけで、全文は公表されていない。（本誌8号2014年3月 海外研究動向 拙稿「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」参照）

この「8.19講話」のおよそ一年後の2014年5月に中共中央文献研究室によって編集出版された『全面的に改革を深化させることに関する習近平の論述要録』（《习近平关于全面深化改革论述摘编》）の中で、新華社の「通稿」にはない習近平がインターネットについて言及した部分が一部公表された。それはネット上で流布されている「提綱」と一字一句同じである。そして、習近平体制のインターネットに関する一連の政策を読み解くと、「提綱」にある「講話」の内容と符合することから、習近平のインターネット観を知る上で不可欠の資料だと考え、インターネットに関係する部分を以下に訳出する。なお、公式に公表された部分は『 』にしてある。

思い切って力を入れ、思い切って管理し、剣を光らせるのに勇敢になり、団結と大多数を勝ち取ることに着眼し、理をもって有利に段階を追って輿論闘争を繰り広げ、幹部大衆が是非の境界をはっきり分け、あいまいな認識をはっきりさせることを支援しなければならない。悪意をもって党の指導を攻撃し、社会主義制度を攻撃し、党史国史を歪曲し、デマを流し事を起こすあれらの言論に対しては、すべての新聞雑誌、講演論壇、会議会場、映画テレビ、ラジオ局、舞台劇場などいずれもそれらに空間を提供してはならず、すべてのデジタル新聞雑誌、移動テレビ、ケータイメディア、ケータイショートメール、マイクロメール、ブログ、Podcast、マイクロブログ、BBSなどのニューメディアもいずれもそれに便宜を提供してはならない。こうした言論に対しては、ネット上で規制を強化しなければならないのみならず、着実に人への働きかけを行わなければならない。四つの基本原則に違反したものは、教育誘導しなければならない、責任制をつくらなければならない、所在場所と単位は確実に管理しなければならない。デマを流し事を起こしたものに対しては、必ず法に基づいて調査処理しなければならない、「三岔口」のように暗闇の中で動き回るようなことをしてはならないし、こうした者にそこで勝手気ままにデマを流し事を起こし、どさくさに紛れて利益を得、煽り立てたきつけ、言いたい放題させてはならない。

インターネットはすでに輿論闘争の主戦場になっている。ある同志が言うには、インターネットはわれわれが直面する「最大の変数」になっていて、うまく行わなければわれわれの「頭痛の種」になってしまう。西側反中勢力はずっとインターネットを利用して「中国を倒す」ことを企んできた。何年も前「インターネットをもつことになり、中国に対応する方法を得た」、「社会主義国家が西側の懐に飛び込むのに、インターネットから始まるであろう」と公言した西側の政治家がいた。米国の「PRISM」、「x keyscore」などの監視計画から見ると、彼らのインターネット活動のエネルギーと規模は人の想像をはるかに超えたものである。インターネットというこの戦場で、われわれがもちこたえ、勝利できるか否かは直接我が国のイデオロギーの安全と政権の安全に関係する。

『情勢の発展の必要に基づけば、わたしはネット上での輿論工作を宣伝思想工作の重要な中でも重要なものとして力を入れなければならないと見ている。宣伝思想工作は人への工作であり、人がどこにいるかによってそこが重点となるべきである。わが国のネット利用者は6億人近くであり、ケータイネット利用者は4.6億余人であり、そのうちウェイポユーザーは3億余人に達している。たくさんの人、特に若い人は基本的に主流メディアを見ず、大部分の情報をネット上から得ている。この事実を直視し、力を強め投入し、速やかにこの輿論の戦場の主導権を掌握しなければならず、はじに追いやられてはならない。「本領パニック」問題をうまく解決し、真に現代メディアの新しい手段新しい方法を運用できるプロの専門家にならなければならない。深く掘り下げてネット上の輿論闘争を繰り広げ、ネット上での攻撃浸透行為を厳密に防止し、力を組織し誤った思想的観点に対し批判反駁を行わなければならない。法に従ってネット社会管理を強化し、ネットの新しい技術新しい応用の管理を強化し、インターネットの管理ができコントロールできるを確保し、われわれのネット空間をすがすがしいものにしなければならない。この仕事をやるのは容易ではないが、難しくてもやらなければならない。』

天下に難き事なし、ただ心あるものを恐れる。他人が何を言おうが恐れるな。ネット上でマイナス面の言論が少なくなるのはわが国社会の発展、社会の安定、人民が落ち着いて暮らし仕事に励むことに対し、好いところだけで悪いところはない。わたしが往時生産隊に入っていた時の農民のこたばを使えば、ケラが鳴くのを聞き作物を植えないほど恐れてはならない。

われわれの同志は必ず陣地意識を強めなければならない。宣伝、思想の陣地はわれわれが占領しなければ、人さまが占領する。私が見るに、思想の陣地は大体三つのゾーンがある。一つ目はレッドゾーン、主に主流メディアとネット上の正面の勢力で構成されているもので、これはわれわれの主陣地であり、必ずしっかりと守り、決して失ってはならない。二つ目はブラックゾーンであり、主にネット上と社会の一部マイナス面の言論によって構成されているもので、それには各種敵対勢力が作り出した輿論を含んでおり、これは主流ではないがその影響を低く見積もってはならない。三つめはグレーゾーンであり、レッドとブラックの間にある。異なるゾーンに対しては、異なる策略を取らなければならない。レッドゾーンに対しては、打ち固め発展させ、絶えずその社会的影響を拡大しなければならない。ブラックゾーンに対しては、勇敢に進入し、中核に潜り込み闘い、それが色を変えるよう徐々に推進しなければならない。グレーゾーンに対しては、大規模に活動を展

開し、速やかにそれをレッドゾーンに転化させ、それがブラックゾーンに脱皮することを防止しなければならない。こうした活動は、しっかりと力を入れて行い、堅持していけば必ず成果を上げることができる。

ネット上での闘争は、一種の新しい輿論闘争の形態であり、戦略戦術を工夫しなければならない。人さまが運動戦、遊撃戦できているのに、われわれは正規戦、陣地戦だけで戦ってはならず、機動的柔軟にならなければならない。人さまの戦い方にわれわれは合わせ、真っ向から対峙し、機先を制し勝たなければならない。人さまの言いなりになって動いてはならず、戦術が単調であることで戦略という大局を誤ってはならない。これこそは「是は常に是といえども、時に用いず。非は常に非といえども、時に必ず行う」というものである。ネット上の闘争の特色と法則を深く掘り下げて分析し、ネット上での闘争の勢力を細心に組織しなければならない。ネットのオピニオンリーダーに対しては、教育誘導を強めなければならない。よい者は励まさなければならない。よくない者は拘束しなければならない。そのまま放任してはならない。

（「习近平于2013年8月19日在全国宣传思想工作会议上的讲话精神传达提纲」「博訊」などの中国域外ウェブサイト）

もとより、習近平の「8.19講話」学習キャンペーンの中で「インターネットはすでに輿論闘争の主戦場になっている。」という習の認識が広く公式に使われてきていることもその信ぴょう性を裏書きしていると言える。

その後、習近平は2014年2月27日の中央インターネット安全・情報化指導小組の設立と同時にその組長になり、「ネット大国」から「ネット強国」に向かうべく、指導体制一元化のトップに就いた。

そして、「8.19講話」の一年後、習近平は「組長」として2014年8月18日に主宰した中央全面深化改革指導小組第四回会議で「伝統メディアと新興メディア」を融合させ発展を図ることに関し、「先進技術を支えとし、内容建設を根本とする」ことを「堅持」し、「競争力を備えた新型主流メディア」としての「強大な実力と伝播力、公信力、影響力を備えたいくつかの新型メディアグループをつくり、立体多様、融合発展した現代的伝播体系を打ち立てなければならない」と呼びかけている。同会議では「伝統メディアと新興メディアの融合発展を推進することに関する指導意見」（「关于推动传统媒体和新型媒体融合发展的指导意见」）も採択された。（新华网2014.8.18）この「指導意見」の全文はまだ公表されてはいないが、18期3中全会で打ち出されていたメディアの「融合発展」という方向のこうした具現化は、明らかに情報管理を強化するためにあることが見えてきた。これはまた習近平体制の今後におけるジャーナリズム・メディア政策の輪郭を示しているものと言えよう。

「新興メディア」としてのインターネットは中国においては既存のメディアとは異なる独自の発展を遂げてきた。インターネットを管理するために異なる党政機関によってさまざまな規定がつけられ、通知が出されてきた。その目的はいかにしてインターネット上に流れる情報を管理するかにあった。その「新興メディア」としてのインターネットを「伝統メディア」と「融合」させること

でつくられる「現代的伝播体系」はそれをして情報を一元管理する上で有効に機能させることを目指しているのである。

また、8月26日には国務院によって中国全土のインターネットの情報内容管理活動と監督管理法執行について、国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）がその責任を負う権限が与えられた。

さらに、11月17日には国務院弁公室から「政府ウェブサイト情報内容建設強化に関する意見」（国务院办公厅关于加强在政府网站信息内容建设的意见）が下達された。

そして、インターネットの「浄化」についても、2013年、2014年、2015年と連続して行われており、こうした管理強化の「浄化」はすでに経常化しつつある。

2015年に入ると、5月5日には「国家インターネット情報弁公室」がウェブサイトニュースの転載できる380の報道単位（中央のニュースサイト26、中央の報道単位63、部委のウェブサイト10、省級報道単位281）の名簿を公表した。これはこの名簿に無い報道単位のニュースはウェブサイトには転載できないという意味である。この中には、自ら申請しなかったのか、それとも排除されたのかは分からないが、「南方都市報」や「南方週末」は含まれていない。下掲はその名簿である。

国家互联网信息办公室公布

可供网站转载新闻的新闻单位名单

(2015年05月05日 14:26:13 来源：中国网信网)

中央新闻网站	人民网, 新华网, 中国网, 央视国际网络, 国际在线, 中国日报网, 中国青年网(中青网), 中国经济网, 中国新闻网, 光明网, 中国广播网, 中国台湾网, 中国西藏网, 中工网, 党建网, 中青在线, 环球网, 中国军网, 法制网, 海外网, 中国搜索, 参考消息网, 中国警察网, 消费日报网, 中国侨网, 未来网
中央新闻单位	人民日报, 人民日报海外版, 新华社, 新华每日电讯, 瞭望, 中国新闻社, 中国新闻周刊, 解放军报, 求是, 光明日报, 经济日报, 中央人民广播电台, 中央电视台, 中国国际广播电台, 中国日报, 北京周报, 半月谈, 经济参考报, 中国证券报, 环球时报, 科技日报, 工人日报, 中国青年报, 中国妇女报, 农民日报, 法制日报, 人民政协报, 人民中国, 人民画报, 今日中国, 健康报, 中国劳动保障报, 中国教育报, 中国工商报, 中国电力报, 中国民航报, 人民铁道报, 人民邮电报, 中国交通报, 中国医药报, 中国质量报, 中国税务报, 中国体育报, 中国财经报, 检察日报, 人民法院报, 中国建设报, 中国环境报, 中国文化报, 人民公安报, 中国水利报, 中华工商时报, 中国纪检监察报, 中国审计报, 金融时报, 国际商报, 中国商报, 中国经济周刊, 中华儿女, 中国青年, 中国妇女, 瞭望东方周刊, 《网络传播》杂志
部委网站	外交部网站, 卫生部网站, 商务部网站, 财政部网站, 国家发改委网站, 中国网信网, 中国文明网, 中国记协网, 中国政府网, 中央纪委监察部网站

省级新闻单位			
地方	网络	报刊	广电
北京	千龙新闻网 财新网	北京日报 北京晚报 北京晨报 京华时报 新京报 北京青年报	北京人民广播电台 北京电视台
天津	北方网	天津日报 今晚报 滨海时报	天津人民广播电台 天津电视台
河北	长城网 河北新闻网	河北日报 石家庄日报	河北人民广播电台 河北电视台
		燕赵晚报	石家庄人民广播电台 石家庄电视台
山西	黄河新闻网	山西日报 太原日报 山西晚报 太原晚报	山西人民广播电台 山西电视台 太原人民广播电台 太原电视台
内蒙古	内蒙古新闻网	内蒙古日报 呼和浩特市日报 呼和浩特晚报	内蒙古人民广播电台 内蒙古电视台 呼和浩特市人民广播电台 呼和浩特市电视台
辽宁	东北新闻网 北国网	辽宁日报 沈阳晚报 大连日报 沈阳日报	辽宁人民广播电台 辽宁电视台 大连人民广播电台 大连电视台 沈阳人民广播电台 沈阳电视台
吉林	中国吉林网	吉林日报 长春晚报 长春日报	吉林人民广播电台 吉林电视台 长春人民广播电台 长春电视台
黑龙江	东北网 哈尔滨新闻网	黑龙江日报 哈尔滨日报 黑龙江晨报 生活报	黑龙江人民广播电台 黑龙江电视台 哈尔滨人民广播电台 哈尔滨电视台
上海	东方网 新民网 一财网	解放日报 文汇报 新民晚报	上海人民广播电台 上海电视台 东方电视台 东方广播电台
江苏	中国江苏网 新华报业网	新华日报 南京日报 扬子晚报 金陵晚报	江苏省广播电视总台 南京人民广播电台 南京电视台
浙江	浙江在线 中国宁波网	浙江日报 钱江晚报 杭州日报 宁波日报 今日早报	浙江人民广播电台 浙江电视台 杭州人民广播电台 杭州电视台 宁波人民广播电台 宁波电视台
安徽	中国安徽在线	安徽日报 合肥日报 合肥晚报	安徽人民广播电台 安徽电视台 合肥人民广播电台 合肥电视台
福建	东南新闻网	福建日报 福州日报 福州晚报 厦门日报	福建人民广播电台 福建电视台 福州人民广播电台 福州电视台 厦门人民广播电台 厦门电视台
江西	中国江西网 大江网 今视网	江西日报 南昌日报 南昌晚报	江西省人民广播电台 江西电视台 南昌人民广播电台 南昌电视台

山东	大众网 齐鲁网 胶东在线 鲁网 中国山东网	大众日报 齐鲁晚报 济南日报 青岛日报 山东商报	山东人民广播电台 山东电视台 济南人民广播电台 济南电视台 青岛人民广播电台 青岛电视台
河南	大河网	河南日报 郑州日报 郑州晚报	河南人民广播电台 河南电视台 郑州人民广播电台 郑州电视台
湖北	荆楚网 长江网	湖北日报 武汉晚报 长江日报	湖北人民广播电台 湖北电视台 武汉人民广播电台 武汉电视台
湖南	红网 华声在线 金鹰网	湖南日报 长沙晚报	湖南人民广播电台 湖南电视台 长沙人民广播电台 长沙电视台
广东	南方新闻网 大洋网 深圳新闻网	南方日报 广州日报 羊城晚报 深圳特区报	广东人民广播电台 广东电视台 南方电视台 广州人民广播电台 广州电视台 深圳人民广播电台 深圳电视台
广西	广西新闻网 (桂龙新闻网)	广西日报 南宁日报 南宁晚报 南方科技报	广西人民广播电台 广西电视台 南宁人民广播电台 南宁电视台
海南	南海网 (海南新闻网)	海南日报 海口晚报 海南特区报 国际旅游岛商报	海南广播电视台 海口广播电视台
重庆	华龙网 视界网(华龙网- 宽频频道)	重庆日报 重庆晚报 重庆晨报	重庆人民广播电台 重庆电视台
四川	四川新闻网 四川在线	四川日报 成都日报 成都晚报 华西都市报 成都商报	四川人民广播电台 四川电视台 成都人民广播电台 成都电视台
贵州	金黔在线	贵州日报 贵阳日报 贵阳晚报	贵州人民广播电台 贵州电视台 贵阳人民广播电台 贵阳电视台
云南	云南网(云网)	云南日报 昆明日报	云南人民广播电台 云南电视台 昆明人民广播电台 昆明电视台
西藏	中国西藏新闻网	西藏日报 拉萨晚报	西藏人民广播电台 西藏电视台
陕西	西部网 陕西传媒网	陕西日报 西安日报 西安晚报	陕西人民广播电台 陕西电视台 西安人民广播电台 西安电视台
甘肃	中国甘肃网	甘肃日报 兰州日报 兰州晚报	甘肃广播电影电视总台 兰州人民广播电台 兰州电视台
青海	青海新闻网	青海日报 西宁晚报 西海都市报	青海人民广播电台 青海电视台 西宁人民广播 西宁电视台
宁夏	宁夏新闻网	宁夏日报 银川晚报	宁夏广播电视总台 银川人民广播电台 银川电视台

新疆	天山网	新疆日报 乌鲁木齐晚报 兵团日报	新疆人民广播电台 新疆电视台 乌鲁木齐人民广播电台 乌鲁木齐电视台
----	-----	------------------------	--

そして、7月4日には、2018年までに「インターネットを公共サービスを提供する重要な手段とし、ネット経済と実体経済が協働する発展構造を基本的に形成する。」ことを目標に掲げた「国务院の積極的に『インターネット+』行動を推進することに関する指導意見」（「国务院关于积极推进“互联网+”行动的指导意见」）が公表され、中国の経済発展にインターネットを活用する国家指針を提示する一方、公安部は8月4日に開催した全国重点インターネットサイトとサービス企業安全管理会議で「ネット上での違法犯罪容疑の状況を即刻把握する」ため、「重点ウェブサイトとインターネット企業に『インターネット安全警務室』を設置」することを打ち出し、インターネットを通じての「違法」行為に対する即応態勢も整えられた。これは公安という警察のウェブサイトとインターネット企業への「進駐」である。

この間、次の「三つの十条」（後掲資料5）と称される下記の「規定」が「国家インターネット情報弁公室」から公布施行された。

①「インスタントメッセージングツール公衆情報サービス発展管理暫定規定」（「即时通信工具公众信息服务发展管理暂行规定」）2014年8月1日に公布施行。

②「インターネットユーザーアカウント名称管理規定」（「互联网用户账号名称管理规定」）2015年2月4日公布・3月1日施行。

③「インターネットニュース情報サービス単位インタビュー活動規定」（「互联网新闻信息服务单位约谈工作规定」）2015年4月28日公布・6月1日施行。

その中の「インターネットユーザーアカウント名称管理規定」（互联网用户账号名称管理规定）はその「第六条」に「いかなる機関あるいは個人も登録および使用しているインターネットユーザーアカウントに下記の状況があってはならない。」としている。そこで列挙されている9項目は「インターネット情報サービス管理法（修正草案意見聴取稿）」以前の「インターネットウェブサイトニュース掲載業務従事管理暫定規定」の9項目に近い。その9項目は下記の通り。

- （一）憲法あるいは法律法規の規定に違反するもの。
- （二）国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- （三）国家の榮譽と利益を損うもの、公共の利益を損なうもの。
- （四）民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- （五）国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- （六）デマを散布し、社会秩序を乱し、社会安定を破壊するもの。
- （七）猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- （八）他人を侮辱あるいは誹謗し、他人の合法的權益を侵害するもの。
- （九）法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

両者の相違点は、後者の（一）が「憲法あるいは法律法規の規定に違反するもの。」となってい

る点と（三）に「公共の利益を損なうもの。」が加わっているだけである。

また、「インターネットニュース情報サービス単位インタビュー活動規定」（「互联网新闻信息服务单位约谈工作规定」）は「第二条」に「国家インターネット情報弁公室、地方インターネット情報弁公室はインターネットニュース情報サービス単位インタビュー制度をつくる。」「本規定の称するところのインタビューとは、国家インターネット情報弁公室、地方インターネット情報弁公室がインターネットニュース情報サービス単位に重大な法律違反規定違反状況が発生した時、関係責任者を呼んで、警告の話し合いを行い、問題を指摘し、改善を命じる行政行為を指す。」としている。そして、「第九条」は「国家インターネット情報弁公室、地方インターネット情報弁公室がインタビューの職責を履行するとき、インターネットニュース情報サービス単位は協力すべきであり、拒否、妨害はできない。」と規定している。

こうした一連のインターネットに対する管理強化は2012年に提示された「インターネット情報サービス管理法（修正草案意見聴取稿）」における「公安部門」の役割明記に反映しているものの、それが今に至るも「成案」として国务院の会議に上程されないことは、さらに明確な規制措置を挿入すべく、関係部門で再検討されている証であろう。もちろん、行政法規の上位にある法律の「国家インターネット安全法（草案）」（「中华人民共和国网络安全法（草案）」）も2015年6月に公開されてから8月5日まで意見を聴取したものの、いまに至るまで全人代に上程されていないことも同じ理由からであろう。この「草案」は「第九条」に「いかなる個人や組織もインターネットを使用するには、憲法と法律を遵守、公共秩序を遵守、社会公德を遵守すべきであり、インターネットの安全に危害を与えてはならず、インターネットを利用して国家の安全に危害を与える、テロリズムや過激主義を宣揚する、民族蔑視や民族差別を宣揚する、猥褻色情情報を伝播する、他人を侮辱誹謗する、社会の安定を乱す、公共の利益を損なう、他人の知的財産権や合法的權益を侵害するなどの活動を行ってはならない。」と明記されている。

上述した中国国内のインターネット管理強化と同時に、対外的には、習近平は2014年7月7日、ブラジルの国会でのスピーチの中で「インターネットは高度にグローバル化されているという特徴を備えるが、情報領域におけるどの国の主権の權益も侵犯を受けるべきではなく、インターネット技術がさらに発展しても他国の情報主権を侵犯してはならない。」と主張し、「情報主権」（信息主权）を守ることを前提としたインターネットの国際的協力システムを打ち立てるよう呼びかけた。また、直近の2015年12月に開催された中国主催の第2回世界インターネット大会でも「インターネット空間運命共同体」（网络空间命运共同体）の構築を呼びかけている。

以上述べてきたように、習近平体制下のインターネットをめぐる動向を見ると、ネット上にある「8.19講話」のインターネットに関連した習の発言内容はそれがいかなる執筆グループ（写作班子）によって書かれたものであるかは別にして、極めて習の「肉声」に近いものであることが分かる。すなわち、「中央インターネット安全・情報化指導小組」の組長でもある習近平のそうしたインターネット観が中国のインターネットに流れるニュース情報の一元管理強化を導いていると言える。

資料)

資料1 「インターネット情報サービス管理弁法」(2000年)

(中国語原文)

互联网信息服务管理办法

(国务院新闻办公室・信息产业部 2000年9月25日・2000年9月25日中华人民共和国国务院令
第292号公布、根据2011年1月8日《国务院关于废止和修改部分行政法规的决定》修订)

第一条 为了规范互联网信息服务活动，促进互联网信息服务健康有序发展，制定本办法。

第二条 在中华人民共和国境内从事互联网信息服务活动，必须遵守本办法。
本办法所称互联网信息服务，是指通过互联网向上网用户提供信息的服务活动。

第三条 互联网信息服务分为经营性和非经营性两类。
经营性互联网信息服务，是指通过互联网向上网用户有偿提供信息或者网页制作等服务活动。
非经营性互联网信息服务，是指通过互联网向上网用户无偿提供具有公开性、共享性信息的服务活动。

第四条 国家对经营性互联网信息服务实行许可制度；对非经营性互联网信息服务实行备案制度。
未取得许可或者未履行备案手续的，不得从事互联网信息服务。

第五条 从事新闻、出版、教育、医疗保健、药品和医疗器械等互联网信息服务，
依照法律、行政法规以及国家有关规定须经有关主管部门审核同意的，在申请经营许可或者履行备案手续前，应当依法经有关主管部门审核同意。

第六条 从事经营性互联网信息服务，除应当符合《中华人民共和国电信条例》规定的要求外，还应当具备下列条件：

- (一) 有业务发展计划及相关技术方案；
- (二) 有健全的网络与信息安全保障措施，包括网站安全保障措施、信息安全保密管理制度、用户信息安全管理制度；
- (三) 服务项目属于本办法第五条规定范围的，已取得有关主管部门同意的文件。

第七条 从事经营性互联网信息服务，应当向省、自治区、直辖市电信管理机构或者国务院信息产业主管部门申请办理互联网信息服务增值电信业务经营许可证（以下简称经营许可证）。

省、自治区、直辖市电信管理机构或者国务院信息产业主管部门应当自收到申请之日起60日内审查完毕，作出批准或者不予批准的决定。予以批准的，颁发经营许可证；不予批准的，应当书面通知申请人并说明理由。

申请人取得经营许可证后，应当持经营许可证向企业登记机关办理登记手续。

第八条 从事非经营性互联网信息服务，应当向省、自治区、直辖市电信管理机构或者国务院信息产业主管部门办理备案手续。办理备案时，应当提交下列材料：

- (一) 主办单位和网站负责人的基本情况；
 - (二) 网站网址和服务项目；
 - (三) 服务项目属于本办法第五条规定范围的，已取得有关主管部门的同意文件。
- 省、自治区、直辖市电信管理机构对备案材料齐全的，应当予以备案并编号。

第九条 从事互联网信息服务，拟开办电子公告服务的，应当在申请经营性互联网信息服务许可或者办理非经营性互联网信息服务备案时，按照国家有关规定提出专项申请或者专项备案。

第十条 省、自治区、直辖市电信管理机构和国务院信息产业主管部门应当公布取得经营许可证或者已履行备案手续的互联网信息服务提供者名单。

第十一条 互联网信息服务提供者应当按照经许可或者备案的项目提供服务，不得超出经许可或者备案的项目提供服务。

非经营性互联网信息服务提供者不得从事有偿服务。

互联网信息服务提供者变更服务项目、网站网址等事项的，应当提前 30 日向原审核、发证或者备案机关办理变更手续。

第十二条 互联网信息服务提供者应当在其网站主页的显著位置标明其经营许可证编号或者备案编号。

第十三条 互联网信息服务提供者应当向上网用户提供良好的服务，并保证所提供的信息内容合法。

第十四条 从事新闻、出版以及电子公告等服务项目的互联网信息服务提供者，应当记录提供的信息内容及其发布时间、互联网地址或者域名；互联网接入服务提供者应当记录上网用户的上网时间、用户账号、互联网地址或者域名、主叫电话号码等信息。

互联网信息服务提供者和互联网接入服务提供者的记录备份应当保存 60 日，并在国家有关机关依法查询时，予以提供。

第十五条 互联网信息服务提供者不得制作、复制、发布、传播含有下列内容的信息：

- (一) 反对宪法所确定的基本原则的；
- (二) 危害国家安全，泄露国家秘密，颠覆国家政权，破坏国家统一的；
- (三) 损害国家荣誉和利益的；
- (四) 煽动民族仇恨、民族歧视，破坏民族团结的；

- (五) 破坏国家宗教政策，宣扬邪教和封建迷信的；
- (六) 散布谣言，扰乱社会秩序，破坏社会稳定的；
- (七) 散布淫秽、色情、赌博、暴力、凶杀、恐怖或者教唆犯罪的；
- (八) 侮辱或者诽谤他人，侵害他人合法权益的；
- (九) 含有法律、行政法规禁止的其他内容的。

第十六条 互联网信息服务提供者发现其网站传输的信息明显属于本办法第十五条所列内容之一的，应当立即停止传输，保存有关记录，并向国家有关机关报告。

第十七条 经营性互联网信息服务提供者申请在境内境外上市或者同外商合资、合作，应当事先经国务院信息产业主管部门审查同意；其中，外商投资的比例应当符合有关法律、行政法规的规定。

第十八条 国务院信息产业主管部门和省、自治区、直辖市电信管理机构，依法对互联网信息服务实施监督管理。

新闻、出版、教育、卫生、药品监督管理、工商行政管理和公安、国家安全等有关主管部门，在各自职责范围内依法对互联网信息内容实施监督管理。

第十九条 违反本办法的规定，未取得经营许可证，擅自从事经营性互联网信息服务，或者超出许可的项目提供服务的，由省、自治区、直辖市电信管理机构责令限期改正，有违法所得的，没收违法所得，处违法所得3倍以上5倍以下的罚款；没有违法所得或者违法所得不足5万元的，处10万元以上100万元以下的罚款；情节严重的，责令关闭网站。

违反本办法的规定，未履行备案手续，擅自从事非经营性互联网信息服务，或者超出备案的项目提供服务的，由省、自治区、直辖市电信管理机构责令限期改正；拒不改正的，责令关闭网站。

第二十条 制作、复制、发布、传播本办法第十五条所列内容之一的信息，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由公安机关、国家安全机关依照《中华人民共和国治安管理处罚法》、《计算机信息网络国际联网安全保护管理办法》等有关法律、行政法规的规定予以处罚；对经营性互联网信息服务提供者，并由发证机关责令停业整顿直至吊销经营许可证，通知企业登记机关；对非经营性互联网信息服务提供者，并由备案机关责令暂时关闭网站直至关闭网站。

第二十一条 未履行本办法第十四条规定的义务的，由省、自治区、直辖市电信管理机构责令改正；情节严重的，责令停业整顿或者暂时关闭网站。

第二十二条 违反本办法的规定，未在其网站主页上标明其经营许可证编号或者备案编号的，由省、自治区、直辖市电信管理机构责令改正，处5000元以上5万元以下的罚款。

第二十三条 违反本办法第十六条规定的义务的，由省、自治区、直辖市电信管理机构责令改正；情节严重的，对经营性互联网信息服务提供者，并由发证机关吊销经营许可证，对非经营性互联网信

息服务提供者，并由备案机关责令关闭网站。

第二十四条 互联网信息服务提供者在其业务活动中，违反其他法律、法规的，由新闻、出版、教育、卫生、药品监督管理局和工商行政管理等有关主管部门依照有关法律、法规的规定处罚。

第二十五条 电信管理机构和其他有关主管部门及其工作人员，玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊，疏于对互联网信息服务的监督管理，造成严重后果，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予降级、撤职直至开除的行政处分。

第二十六条 在本办法公布前从事互联网信息服务的，应当自本办法公布之日起 60 日内依照本办法的有关规定补办有关手续。

第二十七条 本办法自公布之日起施行。

(日本語訳)

インターネット情報サービス管理弁法

(国務院新聞弁公室・情報産業部 2000年9月25日・2000年9月25日中華人民共和國国務院令第292号公布、2011年1月8日「一部行政法規廢止修正に関する国務院の決定」に基づき修訂)

第一条 インターネット情報サービス活動を規範化し、インターネット情報サービスを健全、かつ秩序だつて發展させることを促進するため、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和國域内でインターネット情報サービス活動に従事するには本弁法を遵守しなければならない。

本弁法のいうところのインターネット情報サービスとはインターネットを通じてオンラインユーザーに情報を提供するサービス活動を指す。

第三条 インターネット情報サービスは営利的と非営利的の二種類に分けられる。

営利的インターネット情報サービスとはインターネットを通じてオンラインユーザーに有償で情報を提供したり、あるいはウェブページを製作するなどのサービス活動を指す。

非営利的インターネット情報サービスとはインターネットを通じてオンラインユーザーに無償で公開性、公益性をもつ情報を提供することを指す。

第四条 国家は営利的インターネット情報サービスには許可制度を実施し、非営利的インターネット情報サービスには届出制度を実施する。

許可を取らずあるいは届出手続を履行していない場合、インターネット情報サービス活動に従事できない。

第五条 報道、出版、教育、医療保健、医薬品および医療機器などのインターネット情報サービスに従事するには、法律、行政法規および国家の関係規定に基づいて、関連主管部門の審査同意を受けなければならない。営業許可申請あるいは届出手続を履行する前に、法律によって関連主管部門の審査同意を得るべきである。

第六条 営利的インターネット情報サービスに従事するには、『中華人民共和国電信条例』の規定する要求に合致させなければならないほかに、下記の条件も備えるべきである。

- (一) 業務発展計画と関連技術方策を有する。
- (二) インターネット安全保障措置、情報安全秘密保護管理制度、ユーザー情報安全管理制度を含む、健全なインターネットおよび情報安全保障措置を有する。
- (三) サービス項目で本弁法第五条の規定範囲内に属するものは、関連主管部門の同意を得た文書を取得しておく。

第七条 営利的インターネット情報サービスに従事するには、省、自治区、直轄市の電信管理機関あるいは国務院情報産業主管部門に対し、インターネット情報サービス付加価値電信業務営業許可証（以下、営業許可証と略称する）の申請手続をすべきである。

省、自治区、直轄市の電信管理機関あるいは国務院情報産業主管部門は申請を受けた日より60日以内に審査を完了して、承認あるいは不承認を決定する。承認されたものについては、営業許可証が発行される、承認されなかったものについては、書面で申請人に通知し、理由を説明すべきである。

申請人は営業許可証を取得した後、営業許可証を持ち、企業登記機関に行き、登記手続を行うべきである。

第八条 非営利的インターネット情報サービスに従事するには、省、自治区、直轄市の電信管理機関あるいは国務院情報産業主管部門に対し届出手続を行うべきである。届出手続を行う際、下記の資料を提出すべきである。

- (一) 主宰単位とウェブサイト責任者の基本状況。
- (二) ウェブサイトアドレスおよびサービス項目。
- (三) サービス項目で本弁法第五条の規定範囲内に属するものは、関連主管部門の同意を得た文書を取得しておく。

省、自治区、直轄市電信管理機関は届出資料の整っているものには、届出を受け入れるとともに番号をふるべきである。

第九条 インターネット情報サービスに従事する上で、電子掲示板サービスを開設する予定があるものは、営利的インターネット情報サービス許可証を申請、あるいは非営利的インターネット情報サービスの届出手続を行う時、国家の関係規定に基づいて、特定事項あるいは特定届出を提出すべきである。

第十条 省、自治区、直轄市の電信管理機関あるいは国务院情報産業主管部門は営業許可証を取得したもの、あるいは届出を行ったインターネット情報サービス提供者の名簿を公表すべきである。

第十一条 インターネット情報サービス提供者は許可あるいは届出された項目に合わせてサービスを提供すべきであり、許可あるいは届出された項目を超えたサービスを提供してはならない。

非営利的インターネット情報サービス提供者は有償サービスに従事してはならない。

インターネット情報サービス提供者はサービス項目やウェブサイトなどの事項を変更する場合は、30日前までに審査、承認、許可証発行あるいは届出した所の機関に行つて変更手続きを行うべきである。

第十二条 インターネット情報サービス提供者はそのウェブサイトのトップページの明確な位置に営業許可証番号または登録番号を明示すべきである。

第十三条 インターネット情報サービス提供者はネットユーザーに対し、良いサービスを提供するとともに、提供するところの情報内容が合法的であることを保証すべきである。

第十四条 報道、出版および電子掲示板などのサービス項目に従事するインターネット情報サービス提供者は、提供した情報内容およびその発表時間、インターネットアドレス、あるいはドメインを記録すべきであり、インターネット接続サービス提供者はネットユーザーのアクセス時間、アカウント、インターネットアドレスまたはドメイン、メイン電話番号などの情報を記録すべきである。

インターネット情報サービス提供者とインターネット接続サービス提供者の記録バックアップは60日間保存すべきであるとともに、国家の関係機関が法律に基づいて問い合わせをする時には、それを提供すべきである。

第十五条 インターネット情報サービス提供者は下記の内容を含む情報を製作、複製、発表、流布してはならない：

- (一) 憲法が確定したところの基本原則に反対するもの。
- (二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- (三) 国家の榮譽と利益を損うもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- (五) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (六) デマを散布し、社会秩序を乱し、社会安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- (八) 他人を侮辱あるいは誹謗し、他人の合法的權益を侵害するもの。
- (九) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

第十六条 インターネット情報サービス提供者はそのウェブサイトで流している情報が明らかに本弁法の第十五条に列記された内容のひとつに属するものを発見したら、すぐに流すことを停止し、関係する記録を保存し、関係機関に報告すべきである。

第十七条 営利的インターネット情報サービス提供者は域内と域外で上場、あるいは外国の会社と合資、合作することを申請する時、事前に国務院情報産業主管部門の審査と同意を得るべきである。その際には外国の会社の投資する割合は関係法律、行政法規の規定に合致させるべきである。

第十八条 国務院情報産業主管部門と省、自治区、直轄市電信管理機関は法律に基づいて、インターネット情報サービスに対し監督管理を行う。

報道、出版、教育、衛生、薬品の監督管理、工商行政管理および公安、国家安全など関係主管部門は各職責範囲内で法律に基づいて、インターネット情報内容に対し、監督管理を行う。

第十九条 本弁法の規定に違反し、営業許可証を取らず、営利的インターネット情報サービスに勝手に従事したり、あるいは許可項目を超えたサービスを提供したものは、省、自治区、直轄市の電信管理機関によって期限を切って善処が命じられる。違法所得がある場合は、違法所得を没収し、違法所得の3倍以上5倍以下の罰金に処する。違法所得がない場合あるいは違法所得が5万元未満のものは、10万元以上100万元以下の罰金に処する。情状が重大なものには、ウェブサイトの閉鎖を命じる。

本弁法の規定に違反し、届出 процедуруを履行せずに勝手に非営利インターネット情報サービスに従事あるいは届出した項目を超えてサービスを提供したものは、省、自治区、直轄市の電信管理機関によって期限を切って善処が命じられる、善処を拒否したものは、ウェブサイトの閉鎖を命じる。

第二十条 本弁法の第十五条に列記された内容のひとつに属する情報を製作、複製、発表、流布したもので、犯罪を構成するものは、法律に従い、刑事責任が追究される。犯罪を構成しないものは、公安機関、国家安全機関によって「中華人民共和国治安管理处罰法」、「コンピューター情報ネット国際ネットワーク安全保護管理弁法」などの関係法律、行政法規の規定に従い処罰が行われる。営利的インターネット情報サービス提供者に対しては、あわせて許可証発行機関によって営業停止、整理から、営業許可証を取り上げるまで命じられ、企業登記機関に通知される。非営利的インターネット情報サービス提供者に対しては、合わせて届出機関によってウェブサイトの一時閉鎖からウェブサイトの閉鎖まで命じられる。

第二十一条 本弁法の第十四条が規定する義務を履行しない場合は、省、自治区、直轄市の電信管理機関によって善処が命じられる。情状が重大なものには、営業停止、整理、あるいは一時的にウェブサイトの閉鎖が命じられる。

第二十二条 本弁法の規定に違反し、そのウェブサイトのトップページにその営業許可証番号あるいは届出番号を明示していない場合は、省、自治区、直轄市の電信管理機関によって善処が命じ

られ、5000 元以上 5 万元以下の罰金に処する。

第二十三条 本弁法の第十六条に規定する義務に違反する場合は、省、自治区、直轄市の電信管理機関によって善処が命じられる。情状が重大なものには、営利的インターネット情報サービス提供者に対しては、合わせて許可証を発行する機関によって営業許可証が取り上げられる。非営利的インターネット情報サービス提供者に対しては、合わせて届出機関によってウェブサイトの閉鎖が命じられる。

第二十四条 インターネット情報サービス提供者がその業務活動の中で、その他の法律、法規に違反する場合は、報道、出版、教育、衛生、薬品監督管理および工商行政管理などの関係主管部門によって関係法律、法規の規定に従って処罰される。

第二十五条 電信管理機関とその他の関係主管部門およびその職員で職務を怠ったり、職権を濫用したり、私腹を肥やしたりして、インターネット情報サービスに対する監督管理をおろそかにし、重大な結果をもたらしたもので、犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される。犯罪を構成しないものは、直接に責任を負う主管要員に対して、法律に基づいて降格、免職、さらには除籍までの行政処分が行われる。

第二十六条 本弁法の公布前にインターネット情報サービスに従事しているものは、本弁法を公布した日から 60 日以内に本弁法の関係規定に合わせて、関係手続を済ますべきである。

第二十七条 本弁法は公布の日より施行する。

翻訳：張惠嫻、常珈銘、邢佳（整理）

資料 2 「インターネットウェブサイトニュース掲載業務従事管理暫定規定」（2000 年）

（中国語原文）

《互联网站从事登载新闻业务管理暂行规定》

（2000 年 11 月 7 日国务院新闻办公室、信息产业部）

第一条 为了促进我国互联网新闻传播事业的发展，规范互联网站登载新闻的业务，维护互联网新闻的真实性、准确性、合法性，制定本规定。

第二条 本规定适用于在中华人民共和国境内从事登载新闻业务的互联网站。

本规定所称登载新闻，是指通过互联网发布和转载新闻。

第三条 互联网站从事登载新闻业务，必须遵守宪法和法律、法规。
国家保护互联网站从事登载新闻业务的合法权益。

第四条 国务院新闻办公室负责全国互联网站从事登载新闻业务的管理工作。
省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依照本规定负责本行政区域内互联网站从事登载新闻业务的管理工作。

第五条 中央新闻单位、中央国家机关各部门新闻单位以及省、自治区、直辖市和省、自治区人民政府所在地的市直属新闻单位依法建立的互联网站（以下简称新闻网站），经批准可以从事登载新闻业务。其他新闻单位不单独建立新闻网站，经批准可以在中央新闻单位或者省、自治区、直辖市直属新闻单位建立的新闻网站建立新闻网页从事登载新闻业务。

第六条 新闻单位建立新闻网站（页）从事登载新闻业务，应当依照下列规定报国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室审核批准：

（一）中央新闻单位建立新闻网站从事登载新闻业务，报国务院新闻办公室审核批准。

（二）中央国家机关各部门新闻单位建立新闻网站从事登载新闻业务，经主管部门审核同意，报国务院新闻办公室批准。

（三）省、自治区、直辖市和省、自治区人民政府所在地的市直属新闻单位建立新闻网站从事登载新闻业务，经所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室审核同意，报国务院新闻办公室批准。

（四）省、自治区、直辖市以下新闻单位在中央新闻单位或者省、自治区、直辖市直属新闻单位的新闻网站建立新闻网页从事登载新闻业务，报所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室审核批准，并报国务院新闻办公室备案。

第七条 非新闻单位依法建立的综合性互联网站（以下简称综合性非新闻单位网站），具备本规定第九条所列条件的，经批准可以从事登载中央新闻单位、中央国家机关各部门新闻单位以及省、自治区、直辖市直属新闻单位发布的新闻的业务，但不得登载自行采写的新闻和其他来源的新闻。非新闻单位依法建立的其他互联网站，不得从事登载新闻业务。

第八条 综合性非新闻单位网站依照本规定第七条从事登载新闻业务，应当经主办单位所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室审核同意，报国务院新闻办公室批准。

第九条 综合性非新闻单位网站从事登载新闻业务，应当具备下列条件：

（一）有符合法律、法规规定的从事登载新闻业务的宗旨及规章制度；

（二）有必要的新闻编辑机构、资金、设备及场所；

（三）有具有很关新闻工作经验和中级以上新闻专业技术职务资格的专职新闻编辑负责人，并有相应数量的具有中级以上新闻专业技术职务资格的专职新闻编辑人员；

（四）有符合本规定第十一条规定的新闻信息来源。

第十条 互联网站申请从事登载新闻业务，应当填写并提交国务院新闻办公室统一制发的《互联网站从事登载新闻业务申请表》。

第十一条 综合性非新闻单位网站从事登载中央新闻单位、中央国家机关各部门新闻单位以及省、自治区、直辖市直属新闻单位发布的新闻的业务，应当同上述有关新闻单位签订协议，并将协议副本报主办单位所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室备案。

第十二条 综合性非新闻单位网站登载中央新闻单位、中央国家机关各部门新闻单位以及省、自治区、直辖市直属新闻单位发布的新闻，应当注明新闻来源和日期。

第十三条 互联网站登载的新闻不得含有下列内容：

- (一) 违反宪法所确定的基本原则；
- (二) 危害国家安全，泄露国家秘密，煽动颠覆国家政权，破坏国家统一；
- (三) 损害国家的荣誉和利益；
- (四) 煽动民族仇恨、民族歧视，破坏民族团结；
- (五) 破坏国家宗教政策，宣扬邪教，宣扬封建迷信；
- (六) 散布谣言，编造和传播假新闻，扰乱社会秩序，破坏社会稳定；
- (七) 散布淫秽、色情、赌博、暴力、恐怖或者教唆犯罪；
- (八) 侮辱或者诽谤他人，侵害他人合法权益；
- (九) 法律、法规禁止的其他内容。

第十四条 互联网站链接境外新闻网站，登载境外新闻媒体和互联网站发布的新闻，必须另行报国务院新闻办公室批准。

第十五条 违反本规定，有下列情形之一的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室给予警告，责令限期改正；已取得从事登载新闻业务资格的，情节严重的，取消其从事登载新闻业务的资格：

- (一) 未取得从事登载新闻业务资格，擅自登载新闻的；
- (二) 综合性非新闻单位网站登载自行采写的新闻或者登载不符合本规定第七条规定来源的新闻的，或者未注明新闻来源的；
- (三) 综合性非新闻单位网站未与中央新闻单位、中央国家机关各部门新闻单位以及省、自治区、直辖市直属新闻单位签订协议擅自登载其发布的新闻，或者签订的协议未履行备案手续的；
- (四) 未经批准，擅自链接境外新闻网站，登载境外新闻媒体和互联网站发布的新闻的。

第十六条 互联网站登载的新闻含有本规定第十三条所列内容之一，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由公安机关或者国家安全机关依照有关法律、行政法规的规定给予行政处罚。

第十七条 互联网站登载新闻含有本规定第十三条所列内容之一或者有本规定第十五条所列情形之

一的，国务院信息产业主管部门或者省、自治区、直辖市电信管理机构依照有关法律、行政法规的规定，可以责令关闭网站。并吊销其电信业务经营许可证。

第十八条 在本规定施行前已经从事登载新闻业务的互联网站，应当自本规定施行之日起 60 日内依照本规定办理相应的手续。

第十九条 本规定自发布之日起施行。

(日本語訳)

インターネットウェブサイトニュース掲載業務従事管理暫定規定

2000 年 11 月 7 日 国务院新聞弁公室、情報産業部

第一条 我が国のインターネットニュース伝播事業の発展を促進し、インターネットウェブサイトのニュース掲載業務を規範化し、インターネットニュースの真実性、正確性、合法性を守るために、本規定を制定する。

第二条 本規定は中華人民共和国域内においてニュース掲載業務に従事するインターネットウェブサイトに適用される。

本規定のいうところのニュース掲載は、インターネットを通じてニュースを公表、転載することを指す。

第三条 インターネットウェブサイトがニュース掲載業務に従事するには、憲法と法律法規を遵守しなければならない。

国家はインターネットウェブサイトがニュース掲載業務に従事する合法的權益を保護する。

第四条 国务院新聞弁公室はニュース掲載業務に従事する全国のインターネットウェブサイトの管理業務の責任を負う。

省、自治区、直轄市人民政府新聞弁公室は本規定に従って当該行政域内ニュース掲載業務に従事するインターネットウェブサイトの管理業務の責任を負う。

第五条 中央の報道単位、中央国家機関各部門の報道単位および省、自治区、直轄市と省、自治区人民政府所在地の市直属の報道単位が法律に従って設置したウェブサイト（以下はニュースサイトと略称する）は、承認を得た後、ニュース掲載業務に従事することができる。その他の報道単位はニュースサイトを単独では設置できないが、承認を得た後中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直属の報道単位が設置したニュースサイトにおいてニュースウェブページを作り、ニュース掲載業務に従事することができる。

第六条 報道単位がニュースサイト（ページ）を設置し、ニュース掲載業務に従事するには、下記の規定に従って、國務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府新聞弁公室に報告し、審査承認を受けるべきである。

（一）中央の報道単位がニュースサイトを設置し、ニュース掲載業務に従事するには、國務院新聞弁公室に報告し、審査承認を受ける。

（二）中央国家機関各部門報道単位がニュースサイトを設置し、ニュース掲載業務に従事するには、主管部門の審査同意を受けて、國務院新聞弁公室に報告し、承認を受ける。

（三）省、自治区、直轄市と省、自治区人民政府所在地の市直属の報道単位がニュースサイトを設置し、ニュース掲載業務に従事するには、所在地の省、自治区、直轄市人民政府新聞弁公室の審査同意を受けて、國務院新聞弁公室に報告し、承認を受ける。

（四）省、自治区、直轄市以下の報道単位が中央報道単位あるいは省、自治区、直轄市直属の報道単位のニュースサイトでニュースページを設置し、ニュース掲載業務に従事するには、所在地の省、自治区、直轄市人民政府新聞弁公室に報告し、審査同意を受けるとともに、國務院新聞弁公室に報告し、届出を行う。

第七条 非報道単位が法律に従って設立した総合的なインターネットウェブサイト（以下は総合的非報道単位ウェブサイトを略称する）で本規定第九条に列記された条件を備えるものについては、承認を受けて中央の報道単位、中央国家機関各部門報道単位および省、自治区、直轄市直属の報道単位によって発表されたニュースを掲載することに従事できるが、独自に取材したニュースやその他のソースのニュースを掲載することはできない。非報道単位が法律に従って設立したその他のインターネットウェブサイトはニュースを掲載することに従事できない。

第八条 総合的な非報道単位ウェブサイトが本規定第七条に従ってニュース掲載業務に従事するには、主宰単位所在地の省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室の審査同意を得て國務院新聞弁公室に報告し、承認を受けるべきである。

第九条 総合的な非報道単位ウェブサイトがニュース掲載業務に従事するには、下記の条件を備えるべきである。

（一）法律、法規の規定に合致したニュース掲載業務に従事する趣旨および規則制度を有する。

（二）必要なニュース編集機関、資金、設備および場所を有する。

（三）報道業務に関係する経験と中級以上のニュース専門技術職務資格を備える専任ニュース編集責任者を有するとともに、相応数の中級以上のニュース専門技術職務資格を備える専任ニュース編集要員を有する。

（四）本規定第十一条の規定に合致するニュース情報ソースを有する。

第十条 ウェブサイトがニュース掲載業務に従事することを申請するには、國務院新聞弁公室が統一的に製作および発行した『ウェブサイト従事登載ニュース業務申請表』に記入するとともに、提出すべきである。

第十一条 総合的な非報道単位ウェブサイトは中央報道単位、中央国家機関各部門報道単位および省、自治区、直轄市など直屬報道単位の公表したニュースを掲載することに従事するには、上述の関係する報道単位と取り決めに調印し、あわせて取り決めの副本を主宰単位の所在する省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室に報告し届出を行うべきである。

第十二条 総合的な非報道単位ウェブサイトが中央報道単位、中央国家機関各部門報道単位および省、自治区、直轄市など直屬報道単位の公表したニュースを掲載するには、ニュースソースと日付を明記すべきである。

第十三条 ウェブサイトが掲載するニュースは下記の内容を含んではならない：

- (一) 憲法が確定したところの基本原則に反対するもの。
- (二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- (三) 国家の荣誉と利益を損うもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- (五) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (六) デマを散布し、社会秩序を乱し、社会安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- (八) 他人を侮辱あるいは誹謗し、他人の合法的權益を侵害するもの。
- (九) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

第十四条 ウェブサイトは域外のニュースウェブサイトにリンクして、域外のニュースメディアやニュースウェブサイトが公表したニュースを掲載するには、別に国務院新聞弁公室に報告し承認を受けなければならない。

第十五条 本規定に違反し、下記の情況の一つがあるものは、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によって警告が与えられ、期限を切って善処を命じられる、ニュース掲載業務に従事する資格をすでに取得しているもので、情状が重大なものは、ニュース掲載業務に従事する資格を取消す。

- (一) ニュース掲載業務に従事する資格を取得せず、勝手にニュースを掲載したものの。
- (二) 総合的な非報道単位のウェブサイトで独自に取材したニュースを掲載したり、あるいは本規定第七条の規定するソースに合致しないニュースを掲載したり、あるいはニュースソースを明記しないもの。
- (三) 総合的な非報道単位ウェブサイトが中央報道単位、中央国家機関各部門報道単位および省、自治区、直轄市人民政府直屬の報道単位と取り決めに調印せず、それが公表したニュースを掲載したり、あるいは調印した取り決めに履行されず届出が行われていないもの。
- (四) 承認を得ず、勝手に域外ニュースウェブサイトにリンクし、域外ニュースメディアとインターネットウェブサイトが公表するニュースを掲載したものの。

第十六条 インターネットウェブサイトが掲載するニュースで本規定の第十三条に列記された内容のひとつを含むみ、犯罪を構成するものは、法律に従い、刑事責任が追究される。犯罪を構成しないものは、公安機関あるいは国家安全機関によって関係法律、行政法規の規定に従い行政処罰が行われる。

第十七条 インターネットウェブサイトに掲載されたニュースが本規定第十三条に列記、本規定第十五条に列記した状況の一つを含む場合、国务院情報産業主管部門および省、自治区、直轄市の電信管理機関によって、関係法律、行政法規の規定に従って、ウェブサイトを開鎖することが命じられる。あわせてその電信業務経営許可証が取り上げられる。

第十八条 本規定が施行される前にニュース掲載業務に従事しているインターネットウェブサイトは本規定施行の日より 60 日以内に本規定に従って相応手続をすべきである。

第十九条 本規定は公布の日より施行する。

翻訳：張惠嫻、常珈銘、邢佳（整理）

資料3 「インターネットニュース情報サービス管理規定」(2005年)

(中国語原文)

《互联网新闻信息服务管理规定》现予公布，自公布之日起施行。

国务院新闻办公室主任 蔡武
信息产业部 王旭东
二〇〇五年九月二十五日

互联网新闻信息服务管理规定

第一章 总 则

第一条 为了规范互联网新闻信息服务，满足公众对互联网新闻信息的需求，维护国家安全和公共利益，保护互联网新闻信息服务单位的合法权益，促进互联网新闻信息服务健康、有序发展，制定本规定。

第二条 在中华人民共和国境内从事互联网新闻信息服务，应当遵守本规定。

本规定所称新闻信息，是指时政类新闻信息，包括有关政治、经济、军事、外交等社会公共事务的报道、评论，以及有关社会突发事件的报道、评论。

本规定所称互联网新闻信息服务，包括通过互联网登载新闻信息、提供时政类电子公告服务和向公

众发送时政类通讯信息。

第三条 互联网新闻信息服务单位从事互联网新闻信息服务，应当遵守宪法、法律和法规，坚持为人民服务、为社会主义服务的方向，坚持正确的舆论导向，维护国家利益和公共利益。

国家鼓励互联网新闻信息服务单位传播有益于提高民族素质、推动经济发展、促进社会进步的健康、文明的新闻信息。

第四条 国务院新闻办公室主管全国的互联网新闻信息服务监督管理工作。省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室负责本行政区域内的互联网新闻信息服务监督管理工作。

第二章 互联网新闻信息服务单位的设立

第五条 互联网新闻信息服务单位分为以下三类：

（一）新闻单位设立的登载超出本单位已刊登播发的新闻信息、提供时政类电子公告服务、向公众发送时政类通讯信息的互联网新闻信息服务单位；

（二）非新闻单位设立的转载新闻信息、提供时政类电子公告服务、向公众发送时政类通讯信息的互联网新闻信息服务单位；

（三）新闻单位设立的登载本单位已刊登播发的新闻信息的互联网新闻信息服务单位。

根据《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》和有关行政法规，设立前款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，应当经国务院新闻办公室审批。

设立本条第一款第（三）项规定的互联网新闻信息服务单位，应当向国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室备案。

第六条 新闻单位与非新闻单位合作设立互联网新闻信息服务单位，新闻单位拥有的股权不低于51%的，视为新闻单位设立互联网新闻信息服务单位；新闻单位拥有的股权低于51%的，视为非新闻单位设立互联网新闻信息服务单位。

第七条 设立本规定第五条第一款第（一）项规定的互联网新闻信息服务单位，应当具备下列条件：

- （一）有健全的互联网新闻信息服务管理规章制度；
- （二）有5名以上在新闻单位从事新闻工作3年以上的专职新闻编辑人员；
- （三）有必要的场所、设备和资金，资金来源应当合法。

可以申请设立前款规定的互联网新闻信息服务单位的机构，应当是中央新闻单位，省、自治区、直辖市直属新闻单位，以及省、自治区人民政府所在地的市直属新闻单位。

审批设立本条第一款规定的互联网新闻信息服务单位，除应当依照本条规定条件外，还应当符合国务院新闻办公室关于互联网新闻信息服务行业发展的总量、结构、布局的要求。

第八条 设立本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，除应当具备本规定

第七条第一款第（一）项、第（三）项规定条件外，还应当有 10 名以上专职新闻编辑人员；其中，在新闻单位从事新闻工作 3 年以上的新闻编辑人员不少于 5 名。

可以申请设立前款规定的互联网新闻信息服务单位的组织，应当是依法设立 2 年以上的从事互联网信息服务的法人，并在最近 2 年内没有因违反有关互联网信息服务管理的法律、法规、规章的规定受到行政处罚；申请组织为企业法人的，注册资本应当不低于 1000 万元人民币。

审批设立本条第一款规定的互联网新闻信息服务单位，除应当依照本条规定条件外，还应当符合国务院新闻办公室关于互联网新闻信息服务行业发展的总量、结构、布局的要求。

第九条 任何组织不得设立中外合资经营、中外合作经营和外资经营的互联网新闻信息服务单位。

互联网新闻信息服务单位与境内外中外合资经营、中外合作经营和外资经营的企业进行涉及互联网新闻信息服务业务的合作，应当报经国务院新闻办公室进行安全评估。

第十条 申请设立本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，应当填写申请登记表，并提交下列材料：

- （一）互联网新闻信息服务管理规章制度；
- （二）场所的产权证明或者使用权证明和资金的来源、数额证明；
- （三）新闻编辑人员的从业资格证明。

申请设立本规定第五条第一款第（一）项规定的互联网新闻信息服务单位的机构，还应当提交新闻单位资质证明；申请设立本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位的组织，还应当提交法人资格证明。

第十一条 申请设立本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，中央新闻单位应当向国务院新闻办公室提出申请；省、自治区、直辖市直属新闻单位和省、自治区人民政府所在地的市直属新闻单位以及非新闻单位应当通过所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室向国务院新闻办公室提出申请。

通过省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室提出申请的，省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室应当自收到申请之日起 20 日内进行实地检查，提出初审意见报国务院新闻办公室；国务院新闻办公室应当自收到初审意见之日起 40 日内作出决定。向国务院新闻办公室提出申请的，国务院新闻办公室应当自收到申请之日起 40 日内进行实地检查，作出决定。批准的，发给互联网新闻信息服务许可证；不批准的，应当书面通知申请人并说明理由。

第十二条 本规定第五条第一款第（三）项规定的互联网新闻信息服务单位，属于中央新闻单位设立的，应当自从事互联网新闻信息服务之日起 1 个月内向国务院新闻办公室备案；属于其他新闻单位设立的，应当自从事互联网新闻信息服务之日起 1 个月内向所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室备案。

办理备案时，应当填写备案登记表，并提交互联网新闻信息服务管理规章制度和新闻单位资质证明。

第十三条 互联网新闻信息服务单位依照本规定设立后，应当依照有关互联网信息服务管理的行政

法规向电信主管部门办理有关手续。

第十四条 本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位变更名称、住所、法定代表人或者主要负责人、股权构成、服务项目、网站网址等事项的，应当向国务院新闻办公室申请换发互联网新闻信息服务许可证。根据电信管理的有关规定，需报电信主管部门批准或者需要电信主管部门办理许可证或者备案变更手续的，依照有关规定办理。

本规定第五条第一款第（三）项规定的互联网新闻信息服务单位变更名称、住所、法定代表人或者主要负责人、股权构成、网站网址等事项的，应当向原备案机关重新备案；但是，股权构成变更后，新闻单位拥有的股权低于51%的，应当依照本规定办理许可手续。根据电信管理的有关规定，需报电信主管部门批准或者需要电信主管部门办理许可证或者备案变更手续的，依照有关规定办理。

第三章 互联网新闻信息服务规范

第十五条 互联网新闻信息服务单位应当按照核定的服务项目提供互联网新闻信息服务。

第十六条 本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，转载新闻信息或者向公众发送时政类通讯信息，应当转载、发送中央新闻单位或者省、自治区、直辖市直属新闻单位发布的新闻信息，并应当注明新闻信息来源，不得歪曲原新闻信息的内容。

本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，不得登载自行采编的新闻信息。

第十七条 本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位转载新闻信息，应当与中央新闻单位或者省、自治区、直辖市直属新闻单位签订书面协议。中央新闻单位设立的互联网新闻信息服务单位，应当将协议副本报国务院新闻办公室备案；其他互联网新闻信息服务单位，应当将协议副本报所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室备案。

中央新闻单位或者省、自治区、直辖市直属新闻单位签订前款规定的协议，应当核验对方的互联网新闻信息服务许可证，不得向没有互联网新闻信息服务许可证的单位提供新闻信息。

第十八条 中央新闻单位与本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位开展除供稿之外的互联网新闻业务合作，应当在开展合作业务10日前向国务院新闻办公室报告；其他新闻单位与本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位开展除供稿之外的互联网新闻业务合作，应当在开展合作业务10日前向所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室报告。

第十九条 互联网新闻信息服务单位登载、发送的新闻信息或者提供的时政类电子公告服务，不得含有下列内容：

- （一）违反宪法确定的基本原则的；
- （二）危害国家安全，泄露国家秘密，颠覆国家政权，破坏国家统一的；
- （三）损害国家荣誉和利益的；
- （四）煽动民族仇恨、民族歧视，破坏民族团结的；

- (五) 破坏国家宗教政策，宣扬邪教和封建迷信的；
- (六) 散布谣言，扰乱社会秩序，破坏社会稳定的；
- (七) 散布淫秽、色情、赌博、暴力、恐怖或者教唆犯罪的；
- (八) 侮辱或者诽谤他人，侵害他人合法权益的；
- (九) 煽动非法集会、结社、游行、示威、聚众扰乱社会秩序的；
- (十) 以非法民间组织名义活动的；
- (十一) 含有法律、行政法规禁止的其他内容的。

第二十条 互联网新闻信息服务单位应当建立新闻信息内容管理责任制度。不得登载、发送含有违反本规定第三条第一款、第十九条规定内容的新闻信息；发现提供的时政类电子公告服务中含有违反本规定第三条第一款、第十九条规定内容的，应当立即删除，保存有关记录，并在有关部门依法查询时予以提供。

第二十一条 互联网新闻信息服务单位应当记录所登载、发送的新闻信息内容及其时间、互联网地址，记录备份应当至少保存 60 日，并在有关部门依法查询时予以提供。

第四章 监督管理

第二十二条 国务院新闻办公室和省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室，依法对互联网新闻信息服务单位进行监督检查，有关单位、个人应当予以配合。

国务院新闻办公室和省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室的工作人员依法进行实地检查时，应当出示执法证件。

第二十三条 国务院新闻办公室和省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室，应当对互联网新闻信息服务进行监督；发现互联网新闻信息服务单位登载、发送的新闻信息或者提供的时政类电子公告服务中含有违反本规定第三条第一款、第十九条规定内容的，应当通知其删除。互联网新闻信息服务单位应当立即删除，保存有关记录，并在有关部门依法查询时予以提供。

第二十四条 本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，属于中央新闻单位设立的，应当每年在规定期限内向国务院新闻办公室提交年度业务报告；属于其他新闻单位或者非新闻单位设立的，应当每年在规定期限内通过所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室向国务院新闻办公室提交年度业务报告。

国务院新闻办公室根据报告情况，可以对互联网新闻信息服务单位的管理制度、人员资质、服务内容等进行检查。

第二十五条 互联网新闻信息服务单位应当接受公众监督。

国务院新闻办公室应当公布举报网站网址、电话，接受公众举报并依法处理；属于其他部门职责范围的举报，应当移交有关部门处理。

第五章 法律责任

第二十六条 违反本规定第五条第二款规定，擅自从事互联网新闻信息服务，或者违反本规定第十五条规定，超出核定的服务项目从事互联网新闻信息服务的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权责令停止违法活动，并处1万元以上3万元以下的罚款；情节严重的，由电信主管部门根据国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室的书面认定意见，按照有关互联网信息服务管理的行政法规的规定停止其互联网信息服务或者责令互联网接入服务者停止接入服务。

第二十七条 互联网新闻信息服务单位登载、发送的新闻信息含有本规定第十九条禁止内容，或者拒不履行删除义务的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室给予警告，可以并处1万元以上3万元以下的罚款；情节严重的，由电信主管部门根据有关主管部门的书面认定意见，按照有关互联网信息服务管理的行政法规的规定停止其互联网信息服务或者责令互联网接入服务者停止接入服务。

互联网新闻信息服务单位登载、发送的新闻信息含有违反本规定第三条第一款规定内容的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权依照前款规定的处罚种类、幅度予以处罚。

第二十八条 违反本规定第十六条规定，转载来源不合法的新闻信息、登载自行采编的新闻信息或者歪曲原新闻信息内容的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权责令改正，给予警告，并处5000元以上3万元以下的罚款。

违反本规定第十六条规定，未注明新闻信息来源的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权责令改正，给予警告，可以并处5000元以上2万元以下的罚款。

第二十九条 违反本规定有下列行为之一的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权责令改正，给予警告，可以并处3万元以下的罚款：

- (一) 未履行备案义务的；
- (二) 未履行报告义务的；
- (三) 未履行记录、记录备份保存或者提供义务的。

第三十条 违反本规定第十七条第二款规定，向没有互联网新闻信息服务许可证的单位提供新闻信息的，对负有责任的主管人员和其他直接责任人员依法给予行政处分。

第三十一条 国务院新闻办公室和省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室以及电信主管部门的工作人员，玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊，造成严重后果，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，对负有责任的主管人员和其他直接责任人员依法给予行政处分。

第六章 附 则

第三十二条 本規定所称新闻单位是指依法设立的报社、广播电台、电视台和通讯社；其中，中央新闻单位包括中央国家机关各部门设立的新闻单位。

第三十三条 本規定自公布之日起施行。

(日本語訳)

「インターネットニュース情報サービス管理規定」現在公布し、公布の日より施行する。

国务院新聞弁公室主任 蔡武
情報産業部部長 王旭东
二〇〇五年九月二十五日

インターネットニュース情報サービス管理規定

第一章 総 則

第一条 インターネットニュース情報サービスを規範化し、公衆のインターネットニュース情報に対する需要を満足させ、国家の安全と公共の利益を守り、インターネットニュース単位の合法的權益を保護し、インターネットニュース情報サービスが健全、かつ秩序だつて發展させることを促進するため、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和国域内でインターネットニュース情報サービスに従事するには本規定を遵守すべきである。

本規定のいうところのニュース情報とは、政治、經濟、軍事、外交など社会の公共的事柄の報道、論評および社会の突発事件に関係する報道、論評を含む時事政治類のニュース情報を指す。

本規定のいうところのインターネットニュース情報サービスとは、インターネットを通じてニュース情報を掲載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に向けて時事政治類の記事情報を送ることを含む。

第三条 インターネットニュース情報サービス單位がインターネット情報サービスに従事するには、憲法、法律および法規を遵守し、人民に奉仕し、社会主義に奉仕するという方向を堅持し、正しい世論の誘導を堅持し、国家の利益と公共の利益を守るべきである。

国家はインターネットニュース情報サービス單位が民族の素養を向上させ、經濟發展を推進し、社会の進歩を促すことに有益で健全な文化的ニュース情報を伝播させるよう励ます。

第四条 国务院新聞弁公室は全国のインターネットニュース情報サービスの監督管理業務を主管する。省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室は当該行政区域内のインターネットニュース情報

サービスの監督管理業務の責任を負う。

第二章 インターネットニュース情報サービス単位の設立

第五条 インターネットニュース情報サービス単位は下記の三種類に分けられる。

(一) 報道単位が設立した当該単位がすでに掲載放送したものを超えたニュース情報を掲載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に時事政治類の記事情報を送るインターネットニュース情報サービス単位。

(二) 非報道単位が設立したニュース情報を転載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に時事政治類の記事情報を送るインターネットニュース情報サービス単位。

(三) 報道単位が設立した当該単位が掲載放送したニュース情報を掲載するインターネットニュース情報サービス単位。

『確かに残すことが必要な行政審査承認項目の設定する行政許可に対する国務院決定』と関係する行政法規に基づいて前款第(一)項、第(二)項の規定するインターネットニュース情報サービス単位を設立するには、国務院新聞弁公室の審査承認を経るべきである。

本条第一款第(三)項の規定するインターネットニュース情報サービス単位を設立するには、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室に届出すべきである。

第六条 報道単位と非報道単位が合作によってインターネットニュース情報サービス単位を設立するのに、報道単位が有する株式が51%を下回らないものを報道単位が設立するインターネットニュース情報サービス単位と見なす。報道単位が有する株式が51%を下回るものを非報道単位が設立するインターネットニュース情報サービス単位と見なす。

第七条 本規定第五条第一款第(一)項の規定するインターネットニュース情報サービスの単位を設立するには、下記の条件を備えるべきである。

(一) 健全なインターネットニュース情報サービス管理規則制度を有する。

(二) 報道単位においてニュース業務に3年以上従事した専従ニュース編集人員を5名以上有する。

(三) 必要な場所、設備および資金があり、資金の出処が合法的である。

前款の規定するインターネットニュース情報サービス単位を設立、申請できる機関は、中央の報道単位、省、自治区、直轄市直属の報道単位、および省、自治区人民政府所在地の市直属報道単位であるべきである。

本条第一款の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を審査承認するには、本条が規定する条件に合わせるべきであるほかに、国務院新聞弁公室のインターネットニュース情報サービス業種の発展についての総量、構造、部署の要求にも合致させるべきである。

第八条 本規定第五条第一款第(二)項の規定するインターネットニュース情報サービス単位を設立するには、本規定第七条第一款第(一)項、第(三)項の規定する条件に合わせるべきである。

ほかに、専従ニュース編集人員を10名以上有するべきである。そのうち、報道単位で3年以上ニュース業務に従事したニュース編集人員は5名を下回らない。

前款の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請できる組織は、法律に従って設立されて2年以上インターネットニュース情報サービスに従事してきた法人で、あわせて最近の2年間において関連するインターネットニュース情報サービス管理に関する法律、法規、規則の規定に違反して行政処罰を受けていないものである。申請組織は企業法人であって、登記資本金が1,000万人民元を下回らないべきである。

本条第一款の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を審査承認するには、本条が規定する条件にあわせるべきであるほかに、國務院新聞弁公室のインターネットニュース情報サービス業種の発展についての総量、構造、部署の要求にも合致させるべきである。

第九条 いかなる組織も中外合資経営、中外合作経営および外資経営のインターネットニュース情報サービス単位を設立することはできない。

インターネットニュース情報サービス単位が域内外合資経営、中外合作経営および外資経営の企業とインターネットニュース情報サービス業務に関する合作を進めるには、國務院新聞弁公室に報告して、安全評価を得るべきである。

第十条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請するには、申請登記表に記入とともに、下記の資料を提供すべきである。

- （一）インターネットニュース情報サービス管理規則制度
- （二）場所の所有権証明あるいは使用権証明と資金の出処、金額証明
- （三）ニュース編集人員の従業資格証明

本規定第五条第一款第（一）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請する機関は、報道単位資質証明も提出すべきである。本規定第五条第一款第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請する組織は、法人資格証明も提出すべきである。

第十一条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請するには、中央の報道単位は國務院新聞弁公室へ申請を提出すべきである。省、自治区、直轄市直属の報道単位と省、自治区人民政府所在地の市直属新聞単位および非報道単位は所在地の省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室を通じて國務院新聞弁公室へ申請を提出すべきである。

省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室を通じて申請が提出されたものには、省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室は申請を受け取った日から20日以内に実地調査を行い、初歩的審査意見を國務院新聞弁公室に報告すべきである。國務院新聞弁公室は初歩的審査意見を受け取った日から40日以内に決定を下すべきである。國務院新聞弁公室に申請が提出されたものには、國務院新聞弁公室は申請を受け取った日から40日以内に実地調査を行い、決定を下すべきである。承認さ

れたものには、インターネットニュース情報サービス許可証を発行する。承認されないものには、書面で申請人に通知、理由も説明すべきである。

第十二条 本規定第五条第一款第（三）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位で、中央の報道単位によって設立されたものであれば、インターネットニュース情報サービスに従事した日より一ヶ月以内に國務院新聞弁公室に届出を行うべきである。他の報道単位によって設立されたものであれば、インターネットニュース情報サービスに従事した日から一ヶ月以内に所在地の省、自治区、直轄市人民政府新聞弁公室に届出を行うべきである。

届出を行うときには、届出登記表に記入するとともに、インターネットニュース情報サービス管理規則制度と報道単位資質証明を提出すべきである。

第十三条 インターネットニュース情報サービス単位は本規定に従って設立されたあと、インターネット情報サービス管理に関する行政法規に従って電信主管部門に関係手続を行うべきである。

第十四条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位が名称、住所、法定代表者あるいは主要責任者、株式構成、サービス項目、ウェブサイトアドレス等の事項を変更するには、國務院新聞弁公室にインターネットニュース情報サービス許可証の変更発行の申請をすべきである。電信管理の関係規定に基づいて、電信主管部門の承認を必要とする、あるいは電信主管部門による許可証あるいは届出変更手続が必要なものは、関係規定にあわせて処理すべきである。

本規定第五条第一款第（三）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位が名称、住所、法定代表者あるいは主要責任者、株式構成、サービス項目、ウェブサイトアドレス等の事項を変更するには、届出した機関に再び届出を行うべきである。しかし、株式構成変更後、報道単位が有する株式が51%を下回るものは、本規定にあわせて許可手続を取り扱うべきである。電信管理の関係規定に基づいて、電信主管部門の承認を必要とする、あるいは電信主管部門による許可証あるいは届出変更手続が必要なものは、関係規定にあわせて処理すべきである。

第三章 インターネットニュース情報サービス規範

第十五条 インターネットニュース情報サービス単位は審査承認されたサービス項目に従って、インターネットニュース情報サービスを提供すべきである。

第十六条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位がニュース情報を転載し、あるいは公衆に時事政治類の記事情報を流す時には、中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直屬の報道単位によって発表されたニュース情報を転載すべきとともに、ニュースソースを明らかにすべきであり、もともとのニュース情報の内容を歪曲してはならない。

本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位が、自分で編集したニュース情報を掲載してはならない。

第十七条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位がニュース情報を転載するには、中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直属の報道単位と書面による取り決めに調印すべきである。中央の報道単位が設立したインターネットニュース情報サービス単位は、この取り決めの副本を國務院新聞弁公室に報告、届出すべきである。

中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直属の報道単位が前款の規定する取り決めに調印する時、相手方のインターネットニュース情報サービス許可証を確認すべきであり、インターネットニュース情報サービス許可証のない単位にニュース情報を提供してはならない。

第十八条 中央の報道単位が本規定の第五条第一款第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位と、原稿提供以外のインターネットニュース業務合作を繰り広げるには、合作業務を繰り広げる 10 日前に、國務院新聞弁公室に報告すべきである；その他の報道単位が本規定の第五条第一款第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位と、原稿提供以外のインターネットニュース業務合作を繰り広げるには、合作業務を繰り広げる 10 日前に、所在地の省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室に報告すべきである。

第十九条 インターネットニュース情報サービス単位が掲載、流すニュース情報および提供する時事政治類の電子掲示板サービスには、下記の内容を含んではならない：

- （一）憲法が確定したところの基本原則に違反するもの。
- （二）国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- （三）国家の荣誉と利益を損うもの。
- （四）民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- （五）国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- （六）デマを散布し、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの。
- （七）猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- （八）他人を侮辱、誹謗あるいは他人の合法的權益を侵害するもの。
- （九）不法な集会、結社、デモ、示威を煽動し、民衆を集めて社会秩序を乱すもの。
- （十）不法な民間組織の名によって活動を行うもの。
- （十一）法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

第二十条 インターネットニュース情報サービス単位はニュース情報内容管理責任制度を打ち立てるべきである。本規定第三条第一款、第十九条の規定する内容に違反した内容を含むニュース情報を掲載、流してはならない。提供する時事政治類の電子掲示板サービスの中で本規定第三条、第十九条の規定する内容に違反したものを発見したならば、直ちにそれを削除し、関係記録を保存す

るとともに、関係部門が法律に従って問い合わせをしてきたときには、それを提供すべきである。

第二十一条 インターネットニュース情報サービス単位は掲載、流したニュース情報内容およびその時間、ウェブアドレスを記録し、その記録バックアップは少なくとも60日間保存するとともに、関係部門が法律に従って問い合わせをしてきたときには、それを提供すべきである。

第四章 監督管理

第二十二条 国務院新聞弁公室と省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室は法律によって、インターネットニュース情報サービス単位に対し監督検査を行うが、関係単位、個人はこれに協力すべきである。

国務院新聞弁公室と省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室の職員は法律によって実地検査を行うとき法律執行証明書を提示すべきである。

第二十三条 国務院新聞弁公室と省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室はインターネットニュース情報サービス単位に監督検査を行うべきであり、インターネットニュース情報サービス単位が掲載、流したニュース情報あるいは提供した時事政治類電子公告サービスの中で、本規定の第三条第一款、第十九条の規定に違反した内容を含むことを発見したら、その削除を通知すべきである。インターネットニュース情報サービス単位は直ちに削除し、関係記録を保存するとともに、関係部門が法律に従って問い合わせをしてきたときは、それを提供すべきである。

第二十四条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位で、中央の報道単位によって設立されたものは、毎年規定された期間内に国務院新聞弁公室に年度業務報告を提出すべきである。その他の報道単位あるいは非報道単位によって設立されたものは、毎年規定された期間内に所在地の省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室を通じて国務院新聞弁公室に年度業務報告を提出すべきである。

国務院新聞弁公室は報告状況に基づいて、インターネットニュース情報サービス単位の管理制度、人員資質、サービス内容等に対し検査を行うことができる。

第二十五条 インターネットニュース情報サービス単位は公衆の監督を受け入れるべきである。

国務院新聞弁公室は摘発ウェブサイトアドレス、電話を公表し、公衆の摘発を受け入れるとともに法律に従って処理すべきである。その他の部門の職責範囲に属する摘発については、関係部門に処理を委ねるべきである。

第五章 法律責任

第二十六条 本規定第五条第二款の規定に違反し、勝手にインターネットニュース情報サービスに従事する、あるいは本規定第十五条の規定に違反し、審査承認したサービス項目を超えてイン

ターネットニュース情報サービスに従事したものは、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて違法活動を停止するよう命じられるとともに、1万元以上3万元以下の罰金に処する。情状が重大なものには、電信主管部門によって国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室の書面認定意見に基づいて、インターネットニュース情報サービス管理に関する行政法規の規定にあわせてそのインターネットニュース情報サービスを停止、あるいはインターネット接続サービス者に接続サービスを停止するよう命じられる。

第二十七条 インターネットニュース情報サービス単位の掲載、流すニュース情報に本規定第十九条の禁止内容が含まれる、あるいは削除の義務の履行を拒否したものは、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によって警告が与えられるとともに、1万元以上3万元以下の罰金に処することができる。情状が重大なものには、電信主管部門によって国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室の書面認定意見に基づいて、インターネットニュース情報サービス管理に関する行政法規の規定にあわせてそのインターネットニュース情報サービスを停止、あるいはインターネット接続サービス者に接続サービスを停止するよう命じられる。

インターネットニュース情報サービス単位の掲載、流すニュース情報が本規定第三条第一款の規定に違反した内容を含むものは、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて、前款の規定処罰の種類、度合にあわせて処罰が行われる。

第二十八条 本規定の第十六条の規定に違反し、出処が非合法的なニュース情報を掲載し、自ら取材編集したニュース情報を掲載あるいはもとのニュース情報内容を歪曲したものは、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて善処が命じられ、警告が与えられるとともに5000元以上、3万元以下の罰金に処する。

本規定の第十六条の規定に違反し、出処を明記しなかったものは、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて善処が命じられ、警告が与えられるとともに5000元以上、2万元以下の罰金に処することができる。

第二十九条 本規定に違反し、下記の行為の一つがある場合は、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて、善処が命じられ、警告が与えられるとともに、3万元以下の罰金に処することができる。

- (一) 届出義務を履行しないもの。
- (二) 報告義務を履行しないもの。
- (三) 記録、記録バックアップの保存あるいはその提供義務を履行しないもの。

第三十条 本規定第十七条第二款の規定に違反し、インターネットニュース情報サービス許可証のない単位にニュース情報を提供したものは、責任を負う主管要員とその他の直接責任を負う要員

に対し、法律に基づいて行政処分が行われる。

第三十一条 国務院新聞弁公室と省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室および電信主管部門の職員で職務を怠ったり、職権を濫用したり、私腹を肥やしたりして、重大な結果をもたらしたもので、犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される。犯罪を構成しないものは、責任を負う主管要員とその他の直接責任を負う要員に対し、法律に基づいて行政処分が行われる。

第六章 附則

第三十二条 本規定のいうところの報道単位とは、法律に基づいて設立された新聞社、ラジオ局、テレビ局と通信社を指す。その中で、中央の報道単位には中央の国家機関の各部門が設立した報道単位を含む。

第三十三条 本規定は公布の日より施行する。

翻訳：張惠嫻、常珈銘（整理）、邢佳

資料4 インターネット情報サービス管理弁法（修正草案意見聴取稿）

（中国語原文）

互联网信息服务管理办法（修订草案征求意见稿）

国家互联网信息办公室 工业和信息化部 2012年6月7日

第一章 总 则

第一条 为了促进互联网信息服务健康有序发展，维护国家安全和公共利益，保护公众和互联网信息服务提供者的合法权益，规范互联网信息服务活动，制定本办法。

第二条 在中华人民共和国境内从事互联网信息服务活动，应当遵守本办法。

本办法所称互联网信息服务，是指通过互联网提供信息服务的活动。

第三条 国家互联网信息内容主管部门依照职责负责互联网信息内容管理，协调国务院电信主管部门、国务院公安部门及其他相关部门对互联网信息内容实施监督管理。

国务院电信主管部门依照职责负责互联网行业管理，负责对互联网信息服务的市场准入、市场秩序、网络资源、网络信息安全等实施监督管理。

国务院公安部门依照职责负责互联网安全监督，维护互联网公共秩序和公共安全，防范和惩治网络违法犯罪活动。

国务院其他有关部门在各自职责范围内对互联网信息服务实施管理。
地方互联网信息服务管理职责依照国家有关规定确定。

第四条 国家鼓励互联网信息服务提供者传播有益于提高民族素质、推动经济社会发展的信息。

第五条 国家鼓励互联网信息服务提供者开展行业自律活动，鼓励公众监督互联网信息服务。

第二章 设立

第六条 互联网信息服务分为经营性和非经营性两类。

从事经营性互联网信息服务，应当获得电信主管部门颁发的互联网信息服务增值电信业务经营许可证；从事非经营性互联网信息服务，应当在电信主管部门备案。未取得许可或者未履行备案手续的，不得从事互联网信息服务。

第七条 从事互联网信息服务，应在三年内未受到电信主管部门吊销互联网信息服务增值电信业务经营许可证或者取消备案的处罚。

在申请互联网信息服务增值电信业务经营许可证或者履行备案手续时，应当向电信主管部门提供以下材料：

- (一) 主办者等相关人员的真实身份证明文件、地址、联系方式等基本情况；
- (二) 拟使用的网站名称、互联网地址、服务器所在地、接入服务提供者等有关情况；
- (三) 拟提供的服务项目及相关主管部门的许可文件；
- (四) 公安机关出具的安全检查意见。

从事互联网信息服务，应当具备符合国家规定的网络安全与信息安全管理和技术保障措施。

第八条 从事经营性互联网信息服务，除应当遵守本办法第七条的规定外，还应当具备以下条件：

- (一) 经营者为依法设立的企业法人；
- (二) 有与从事互联网信息服务相适应的资金、场所、设施和专业人员；
- (三) 有可以证明为用户提供长期服务的能力；
- (四) 有业务发展计划及相关技术方案。

第九条 申请从事经营性互联网信息服务，应当向电信主管部门提出申请，电信主管部门应当自受理申请之日起 60 日内审查完毕，作出批准或者不予批准的决定。

第十条 从事互联网信息服务，涉及以下服务项目的，应当获得相应主管部门的许可：

- (一) 从事互联网新闻信息服务，提供由互联网用户向公众发布信息的服务，及提供互联网信息搜索服务，须经互联网信息内容主管部门许可；
- (二) 从事文化、出版、视听节目、教育、医疗保健、药品和医疗器械等互联网信息服务，依照法律、行政法规以及国家有关规定须经有关主管部门许可，许可结果报国家互联网信息内容主管部门备

案。

前款第一项中提供由互联网用户向公众发布信息的服務，及提供互联网信息搜索服務的許可条件、程序、期限及需要提供的材料等，由国家互联网信息内容主管部门公布。

第三章 运行

第十一条 互联网接入服務提供者应当查驗互联网信息服务提供者的合法资质，不得为未取得合法资质的互联网信息服务提供者提供服务。

利用互联网从事的服務依照法律、行政法规的规定需要取得相应资质的，互联网信息服务提供者应当查驗服務对象的合法资质。

第十二条 互联网信息服务提供者应当在提供服务时明示许可证编号或者备案编号。

互联网信息服务提供者許可或者备案事項发生变更的，应当向原許可或者备案机关办理变更手續。

第十三条 互联网信息服务提供者不得侵犯其他互联网信息服务提供者和用户的合法权益。

第十四条 互联网信息服务提供者、互联网接入服務提供者应当建立网络安全与信息安全管理、公共信息巡查、应急处置、用户信息安全管理等制度及具备安全防范措施。

第十五条 提供由互联网用户向公众发布信息服務的互联网信息服务提供者，应当要求用户用真实身份信息注册。

互联网接入服務提供者应当记录其所接入的互联网信息服务提供者的真实身份信息、网站名称、互联网地址等信息。

第十六条 互联网信息服务提供者应当记录所发布的信息和服务对象所发布的信息，并保存 6 个月。

互联网信息服务提供者、互联网接入服務提供者应当记录日志信息，保存 12 个月，并为公安机关、国家安全机关依法查询提供技术支持。

第十七条 互联网信息服务提供者、互联网接入服務提供者对用户的身份信息、日志信息等个人信息负有保密义务，不得出售、篡改、故意泄露或违法使用用户的个人信息。

第十八条 任何单位和个人不得制作、复制、发布、传播含有下列内容的信息，或者故意为制作、复制、发布、传播含有下列内容的信息提供服务：

- (一) 反对宪法所确定的基本原则的；
- (二) 危害国家安全，泄露国家秘密，颠覆国家政权，破坏国家统一的；
- (三) 损害国家荣誉和利益的；
- (四) 煽动民族仇恨、民族歧视，破坏民族团结的；
- (五) 破坏国家宗教政策，宣扬邪教和封建迷信的；

(六) 散布谣言，煽动非法聚集，扰乱社会秩序，破坏社会稳定的；

(七) 散布淫秽、色情、赌博、暴力、凶杀、恐怖或者教唆犯罪，或者交易、制造违禁品、管制物品的；

(八) 侮辱或者诽谤他人，侵害他人合法权益的，或者仿冒、假借国家机构、社会团体或其他法人名义的；

(九) 含有法律、行政法规禁止的其他内容的。

第十九条 互联网信息服务提供者、互联网接入服务提供者明知发布、传输的信息属于本办法第十八条所列内容的，应当立即停止发布、传输，保存有关记录，向互联网信息服务内容主管部门、公安机关报告。

国家有关部门可以采取阻断属于本办法第十八条所列内容的信息的传播。

第四章 监督检查

第二十条 互联网信息服务内容主管部门、电信主管部门和其他有关部门应当向社会公开对互联网信息服务的许可、备案情况，公众有权查阅有关许可、备案情况。

第二十一条 互联网信息服务内容主管部门、电信主管部门、公安机关和其他有关部门工作人员依法履行监督检查、执法职责时，互联网信息服务提供者、互联网接入服务提供者应当予以配合，不得拒绝、阻挠。

第二十二条 互联网信息服务内容主管部门、电信主管部门、公安机关和其他有关部门工作人员依法履行监督检查、执法职责，至少应有两名具有行政执法资格的人员参加，并主动出示执法证件。

第二十三条 互联网信息服务内容主管部门、电信主管部门、公安机关和其他有关部门工作人员应当记录监督检查、执法的情况和处理结果。监督检查记录、执法记录由执法人员签字归档。公众有权查阅监督检查记录。

第二十四条 互联网信息服务内容主管部门、电信主管部门、公安机关和其他有关部门应当建立信息共享和信息通报制度。

第二十五条 互联网信息服务内容主管部门、电信主管部门、公安机关和其他有关部门应当建立公众举报制度，向社会公开举报联系方式。

任何单位和个人发现互联网信息服务提供者、互联网接入服务提供者有违反本办法行为的，有权向有关部门举报。

互联网信息服务内容主管部门、电信主管部门、公安机关和其他有关部门接到举报应当记录并及时依法调查处理；对不属于本部门职责范围的，应当及时移送有关部门。

第五章 法律责任

第二十六条 互联网信息内容主管部门、电信主管部门、公安机关和其他有关部门工作人员，玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第二十七条 未取得互联网信息服务增值电信业务经营许可证或者未履行备案手续，擅自从事互联网信息服务的，由电信主管部门责令互联网接入服务提供者停止为其提供接入服务；有违法所得的，没收违法所得，处违法所得3倍以上5倍以下罚款。

第二十八条 未经许可，擅自从事本办法第十条规定互联网信息服务的，由互联网信息内容主管部门或有关主管部门依照职责责令停止相关互联网信息服务；有违法所得的，没收违法所得，处违法所得3倍以上5倍以下罚款；情节严重的，由电信主管部门吊销其互联网信息服务增值电信业务经营许可证或者取消备案。

第二十九条 互联网信息服务提供者未履行本办法第十一条规定义务的，由互联网信息内容主管部门、电信主管部门、公安机关依照职责给予警告，责令限期改正；有违法所得的，没收违法所得，处违法所得3倍以上5倍以下罚款；逾期未改正的，责令暂停或停止相关互联网信息服务，直至由电信主管部门吊销其互联网信息服务增值电信业务经营许可证或者取消备案。

第三十条 互联网信息服务提供者违反本办法规定，有下列行为之一的，由原许可、备案机关给予警告，责令限期改正；逾期未改正的，吊销或者撤销其相应许可证件或者取消备案：

- (一) 未如实提供相关材料取得许可或者办理备案手续的；
- (二) 未在提供互联网信息服务时明示许可证件编号或者备案编号，或者标注虚假编号的；
- (三) 未及时办理变更手续的。

第三十一条 互联网信息服务提供者违反本办法第十三条规定的，由电信主管部门给予警告，并处10万元以上100万元以下罚款；情节严重的，责令暂停相关互联网信息服务，直至吊销其互联网信息服务增值电信业务经营许可证或者取消备案。

第三十二条 互联网信息服务提供者未履行本办法第十四条、第十五条、第十六条规定义务的，由互联网信息内容主管部门、电信主管部门、公安机关依照职责给予警告，责令限期改正；逾期未改正的，责令暂停或停止相关互联网信息服务，直至由电信主管部门吊销其互联网信息服务增值电信业务经营许可证或者取消备案。

第三十三条 互联网接入服务提供者违反本办法第十一条、第十四条、第十五条规定的，由电信主管部门给予警告，责令限期改正，并处10万元以上100万元以下罚款；情节严重的，吊销其电信业务经营许可证件。

互联网接入服务提供者违反本办法第十六条、第十九条规定的，由电信主管部门、公安机关依照职

责给予警告，责令限期改正；逾期未改正的，由电信主管部门处10万元以上100万元以下罚款；情节严重的，吊销其电信业务经营许可证件。

互联网接入服务提供者违反本办法第十八条规定，故意为制作、复制、发布、传播违法信息提供服务的，由电信主管部门、公安机关依照职责责令停止违法活动；有违法所得的，由电信主管部门没收违法所得，处违法所得3倍以上5倍以下罚款；情节严重的，吊销其电信业务经营许可证件。

第三十四条 互联网信息服务提供者、互联网接入服务提供者违反本办法第十七条规定的，由电信主管部门、公安机关依照职责责令改正，没收违法所得；违法所得5万元以上的，并处违法所得3倍以上5倍以下罚款；违法所得不足5万元或者没有违法所得的，处10万元以上15万元以下罚款；情节严重的，责令暂停相关服务，直至由电信主管部门吊销其电信业务经营许可证件或者取消备案。

第三十五条 互联网信息服务提供者违反本办法第十八条、第十九条规定的，由互联网信息内容主管部门、公安机关依照职责责令停止违法活动；有违法所得的，没收违法所得，处违法所得3倍以上5倍以下罚款；并由电信主管部门吊销其互联网信息服务增值电信业务经营许可证件或者取消备案。

对其他单位和个人，依据相关法律法规予以处罚。

第三十六条 违反本办法规定，被电信主管部门吊销互联网信息服务增值电信业务经营许可证件或者取消备案的，由电信主管部门通知相关互联网接入服务提供者和域名解析服务提供者停止为其提供服务。涉及本办法第十条规定服务项目的，并由电信主管部门通知有关部门，由有关部门吊销其相应许可证件。

第三十七条 违反本办法规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第六章 附 则

第三十八条 本办法所称提供由互联网用户向公众发布信息的服務，是指为互联网用户提供信息发布条件的服务，包括通常所称的论坛、博客、微博客等。

第三十九条 本办法施行前已经从事提供由互联网用户向公众发布信息的服務，或者提供互联网信息搜索服務的，应当依照本办法的规定办理许可手续。其中，不完全具备本办法规定条件的，应当自本办法施行之日起6个月内达到本办法规定的条件；逾期未达到本办法规定条件的，由互联网信息内容主管部门予以取缔。

第四十条 本办法自X年X月X日起施行。2000年9月25日国务院公布的《互联网信息服务管理办法》同时废止。

(日本語訳)

インターネット情報サービス管理弁法 (修正草案意見聴取稿)

国家インターネット情報弁公室 工業・情報化部 2012年6月7日

第一章 総則

第一条 インターネット情報サービスを健全、かつ秩序だつて発展させることを促進し、国家の安全と公共の利益を守り、公衆とインターネット情報サービス提供者の合法的權益を保護し、インターネット情報サービス活動を規範化するために、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和国域内でインターネット情報サービスに従事するには本弁法を遵守すべきである。

本弁法のいうところのインターネット情報サービスとは、インターネットを通じて情報提供サービス活動を行うことを指す。

第三条 国家インターネット情報サービス内容主管部門は職責に基づいてインターネット情報内容管理の責任を負い、国務院電信主管部門、国務院公安部門およびその他の関連部門と協調し、インターネット情報内容に対して監督管理を行う。

国務院電信主管部門は職責に基づいてインターネット業種管理の責任を負い、インターネット情報サービスの市場参入許可、市場秩序、インターネット資源、インターネット情報安全等に対して監督管理を行う。

国務院公安部門は職責に基づいてインターネット安全監督の責任を負い、インターネット公共秩序と公共安全を守り、インターネット違法犯罪活動を防止し、懲罰を与える。国務院その他の関連部門はそれぞれの職責範囲内でインターネット情報サービスに対して管理を行う。

地方のインターネット情報サービス管理の職責は国家の関連規定に基づいて確定する。

第四条 国家はインターネット情報サービス提供者が民族の素養を向上させ、経済社会発展を推進することに有益な情報を伝播させるよう励ます。

第五条 国家はインターネット情報サービス提供者が業種の自律活動を繰り広げるよう励まし、公衆がインターネット情報サービスを監督するよう励ます。

第二章 設立

第六条 インターネット情報サービスは営利的と非営利的の二種類に分けられる。

営利的インターネット情報サービスに従事するには、電信主管部門によって公布するインターネット情報サービス付加価値電信業務営業許可証を獲得すべきである；非営利的インターネット情報サービスに従事するには、電信主管部門に届出手続を行うべきである。許可を取らずあるいは届

出払を履行していない場合、インターネット情報サービス活動に従事することができない。

第七条 インターネット情報サービスに従事するには、三年以内に電信主管部門からインターネット情報サービス付加価値電信業務営業許可証が取り上げられたりあるいは届出取り消しの処罰を受けなかったものであるべきである。

情報サービス付加価値電信業務営業許可を申請あるいは届出払を履行する際に、電信主管部門に以下の資料を提供すべきである：

- (一) 主宰者等関連人員の真実の身分証明文書、住所、連絡方式などの基本情況。
- (二) 使用しようとするウェブサイトの名称、インターネットアドレス、サーバー所在地、接続サービス提供者などの関連情況。
- (三) 提供しようとするサービス項目および関係主管部門の許可文書。
- (四) 公安機関が出した安全検査意見。

インターネット情報サービスに従事するには、国家規定と合致したインターネット安全と情報安全管理制度および技術保障措置を備えるべきである。

第八条 営利的インターネット情報サービスに従事するには、本弁法の第七条の規定を遵守すべきほか、下記の条件を備えるべきである：

- (一) 経営者は法律に基づいて設立された企業法人とする。
- (二) インターネット情報サービスに従事することに相応の資金、場所、施設と専門人員を有する。
- (三) ユーザーに長期的にサービスを提供できる能力があることを証明できる。
- (四) 業務発展計画と関係技術方策を有する。

第九条 営利的インターネット情報サービスに従事することを申請するには、電信主管部門に申請を提出すべきであり、電信主管部門は受理した日から60日以内に審査を完了し、承認あるいは承認せずという決定を行うべきである。

第十条 インターネット情報サービスに従事する際に、下記のサービス項目に関わるものは、その主管部門の許可を得るべきである：

(一) インターネットニュース情報サービスに従事する際に、インターネットユーザーによって公衆に情報を発表するサービスを提供するおよびインターネット情報を検索するサービスを提供する者は、インターネット情報内容主管部門の許可を得なければならない。

(二) 文化、出版、視聴番組、教育、医療保健、薬品および医療器械などのインターネット情報サービスに従事するには、法律、行政、法規および国家の関係規定に従って、関係主管部門の許可を得なければならない。許可の結果は国家インターネット情報内容主管部門に報告し、届けなければならない。

前款第(一)項の中で、インターネットユーザーが公衆に情報を発表するサービスの提供およびインターネット情報検索サービスの提供の許可条件、プロセス、期限、および提供すべき資料など

は、国家インターネット情報内容主管部門によって公表される。

第三章 運営

第十一条 インターネット接続サービスの提供者はインターネット情報サービス提供者の合法的資格を調査確認すべきであり、合法的な資格を取っていないインターネット情報サービスの提供者にサービスを提供してはならない。

インターネットを利用し、従事するサービスは法律、行政法規の規定に基づき、相応の資格を取るべきであり、インターネット情報サービス提供者はサービス対象の合法的な資格を調査確認すべきである。

第十二条 インターネット情報サービス提供者はサービスを提供する時、許可証番号または届出番号を明示すべきである。インターネット情報サービス提供者は許可あるいは届出事項の変更が発生したら、許可あるいは届出した元の機関に行き変更手続を行うべきである。

第十三条 インターネット情報サービス提供者はその他のインターネット情報サービス提供者とユーザーの合法的権益を侵してはならない。

第十四条 インターネット情報サービス提供者、インターネット接続サービス提供者はネットの安全と情報安全管理、公共情報巡視、応急処置、ユーザー情報安全管理などの制度を打ち立て、安全防犯措置を備えるべきである。

第十五条 インターネットユーザーによって公衆に情報が公表されるインターネット情報サービス提供者は、ユーザーに真実の身分情報によって登録するよう要求すべきである。

インターネット接続サービス提供者はその接続したところのインターネット情報サービス提供者の真実の身分情報、ウェブサイト名称、インターネットアドレス等の情報を記録すべきである。

第十六条 インターネット情報サービス提供者は発表したところの情報とサービス対象者が発表したところの情報を記録するとともに、6ヶ月間保存すべきである。

インターネット情報サービス提供者、インターネット接続サービス提供者は日誌情報を記録し、12ヶ月間保存するとともに、公安機関、国家安全機関が法に従って問い合わせしたときには技術的支持を提供すべきである。

第十七条 インターネット情報サービス提供者、インターネット接続サービス提供者はユーザーの身分情報、日誌情報など個人情報に秘密保護の義務を負い、ユーザーの個人情報を売り渡したり、改ざんしたり、故意に漏洩したりあるいは違法に使用してはならない。

第十八条 いかなる単位や個人も下記の内容を含む情報を制作、複製、発表、伝播してはなら

ず、あるいは下記の内容を含む情報を故意に制作、複製、発表、伝播させるサービスを提供してはならない。

(一) 憲法が確定したところの基本原則に反対するもの。

(二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。

(三) 国家の栄誉と利益を損うもの。

(四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。

(五) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。

(六) デマを散布し、社会秩序を乱し、社会安定を破壊するもの。

(七) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。あるいは禁止品、管制部品を売買、製造するもの。

(八) 他人を侮辱あるいは誹謗し、他人の合法的權益を侵害するもの、あるいは国家機関、社会团体またはその他の法人名義を模造、借用するもの。

(九) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

第十九条 インターネット情報サービス提供者、インターネット接続サービス提供者は発表、流布した情報が本弁法の第十八条に列記された内容に属するものであることを明らかに知った時、発表、流布することを即時停止、関係記録を保存し、インターネット情報内容主管部門、公安機関に報告すべきである。

国家関連部門は本弁法の第十八条に列記されたところの内容に属する情報の伝播を遮断する措置を講じることができる。

第四章 監督検査

第二十条 インターネット情報内容主管部門、電信主管部門とその他の関係部門は社会にインターネット情報サービスの許可、届出状況を公開するべきであり、公衆は許可、届出関連情報を閲覧する権利がある。

第二十一条 インターネット情報内容主管部門、電信主管部門、公安機関とその他の関係部門の要員が法に基づいて監督検査、法執行の職責を履行する際には、インターネット情報サービス提供者、インターネット接続サービス提供者はこれに協力すべきであり、拒否、妨害してはならない。

第二十二条 インターネット情報内容主管部門、電信主管部門、公安機関とその他の関係部門要員が法に基づいて監督検査、法執行の職務を履行するには、少なくとも行政法執行資格を備える要員2名が加わるべきであり、しかも主体的に法執行証明書を提示すべきである。

第二十三条 インターネット情報内容主管部門、電信主管部門、公安機関とその他の関係部門の要員は監督検査、法執行状況および処理結果を記録すべきである。監督検査記録、法執行記録は法

執行要員によって署名され保存される。公衆は監督検査記録を閲覧する権利がある。

第二十四条 インターネット情報内容主管部門、電信主管部門、公安機関とその他の関係部門は情報を共有し、情報通報制度をうちたてるべきである。

第二十五条 インターネット情報内容主管部門、電信主管部門、公安機関とその他の関係部門は公衆摘発制度をうちたてて、社会に摘発連絡方法を公開すべきである。

いかなる単位や個人もインターネット情報サービス提供者、インターネット接続サービス提供者に本弁法に違反する行為があったことを発見したならば、それを関係部門に摘発する権利を有する。

インターネット情報内容主管部門、電信主管部門、公安機関とその他の関係部門は摘発を受けたらそれを記録するとともに速やかに法律に従って調査して処理すべきである。当該部門職責範囲に属さないものについては、適時に関係部門に移管すべきである。

第五章 法律責任

第二十六条 インターネット情報内容主管部門、電信主管部門、公安機関とその他の関係部門の職員で職務を怠ったり、職権を濫用したり、私腹を肥やしたりするものがあれば、直接責任を負う主管要員やその他の直接責任がある要員に対し、法に基づき処分が行う。

第二十七条 インターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可を取得していないかあるいは届出手续を履行せず、勝手にインターネット情報サービスに従事する者は、電信主管部門によってインターネット接続サービス提供者に接続サービスを停止するよう命じられる。違法所得がある場合、違法所得を没収し、違法所得の3倍以上5倍以下の罰金に処する。

第二十八条 許可を取らず、勝手に本弁法第十条の規定するインターネット情報サービスに従事する者は、インターネット情報内容主管部門あるいは関連主管部門によって職責に基づいて関連インターネット情報サービスを停止するよう命じられる。違法所得がある場合、違法所得を没収し、違法所得の3倍以上5倍以下の罰金に処する。情状が重大なものは、電信主管部門によってそのインターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証を取り上げられたり、あるいは届出を取消す。

第二十九条 インターネット接続サービス提供者で本弁法第十一条の規定する義務を履行しない者は、インターネット情報内容主管部門、電信主管部門、公安機関によって職責に基づいて警告が与えられ期限内に善処するよう命じられる。違法所得がある場合、違法所得を没収し、違法所得の3倍以上5倍以下の罰金に処する。期限を超えて善処されなかったものについては、関係インターネット情報サービスを一時停止あるいは停止するよう命じられ、更に電信主管部門によってそのインターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証が取り上げられたりあるいは届出の取消し

まで行われる。

第三十条 インターネット情報サービス提供者で本弁法の規定に違反し、下記の行為の一つがあった場合は、許可を与えたかあるいは届出を受けつけた機関によって警告が与えられ、期限内に善処するよう命じられる。期限を超えて善処されなかったものについては、それに相応した経営許可証を取り上げたり、撤回されたりあるいは取消される。

(一) 関連資料を事実のまま提供しないで許可を取ったり、あるいは届出手続を行ったもの。

(二) インターネット情報サービスを提供する際に許可証番号あるいは届出番号を提示しないもの、あるいは虚偽の番号を表示したもの。

(三) 変更手続を適時に行わなかったもの。

第三十一条 インターネット情報サービス提供者が本弁法第十三条の規定に違反したら、電信主管部門によって警告が与えられるとともに、10万元以上100万元以下の罰金に処する。情状が重大なものは、そのインターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証が取り上げられたりあるいは届出の取消しまで行われる。

第三十二条 インターネット情報サービス提供者で本弁法第十四条、第十五条、第十六条の規定する義務を履行しないものは、インターネット情報内容主管部門、電信主管部門、公安機関によって職責に基づいて警告が与えられ期限内に善処するようを命じられる。期限を超えて善処されなかったものについては、関係インターネット情報サービスを一時停止あるいは停止するよう命じられ、更に電信主管部門によってそのインターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証が取り上げられたりあるいは届出の取消しまで行われる。

第三十三条 インターネット接続サービス提供者が本弁法第十一条、第十四条、第十五条の規定に違反したら、電信主管部門によって警告が与えられ、期間内に善処するよう命じられるとともに、10万元以上100万元以下の罰金に処する。情状が重大なものは、電信業務経営許可証を取り上げる。

インターネット接続サービス提供者が本弁法第十六条、第十九条の規定に違反したら、公安機関によって職責に基づいて警告が与えられ、期間内に善処するよう命じられる。期間を超えても善処しないものには、電信主管部門によって10万元以上100万元以下の罰金に処する。情状が重大なものは、電信業務経営許可証を取り上げる。

インターネット接続サービス提供者で本弁法第十八条の規定に違反し、違法情報を制作、複製、発表、伝播するために故意にサービスを提供したものは、電信主管部門、公安機関によって職責に基づいて違法活動の停止が命じられる。違法所得がある場合、電信主管部門によって違法所得を没収し、違法所得の3倍以上5倍以下の罰金に処する。情状が重大なものは、電信業務経営許可証を取り上げる。

第三十四条 インターネット情報サービス提供者、インターネット接続サービス提供者で本弁法

第十七条の規定に違反したものは、電信主管部門、公安機関によって職責に基づいて善処するよう命じられ、違法所得を没収する。違法所得が5万元以上のものには、あわせて違法所得の3倍以上5倍以下の罰金に処する。違法所得が5万元に満たないかあるいは違法所得がないものは、10万元以上15万元以下の罰金に処する。情状が重大なものは、関係インターネット情報サービスを一時停止あるいは停止するよう命じられ、電信主管部門によってそのインターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証が取り上げられたりあるいは届出の取り消しまで行われる。

第三十五条 インターネット情報サービス提供者で本弁法の第十八条、第十九条の規定に違反したものは、インターネット情報内容主管部門、公安機関によって職責に基づいて、違法活動を停止するよう命じられる。違法所得がある場合は、違法所得を没収し、違法所得の3倍以上5倍以下の罰金に処する。あわせて電信主管部門によってそのインターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証が取り上げられたりあるいは届出の取り消しまで行われる。

その他の単位や個人に対しては関連する法律法規に基づいて処罰が行われる。

第三十六条 本弁法の規定に違反し、電信主管部門によってインターネット情報サービス付加価値電信業務営業許可証が取りあげられたりあるいは届出が取消されたりしたものは、電信主管部門によって関連インターネット接続サービス提供者やドメイン解析サービス提供者に通知されそれにサービスを提供することを停止する。本弁法第十条の規定するサービス項目にかかわるものについては、あわせて電信主管部門によって関係部門に通知され、関係部門によってそれに相応した許可証が取りあげられる。

第三十七条 本弁法の規定に違反し、犯罪を構成するものは、法律に基づいて、刑事責任が追究される。

第六章 附則

第三十八条 本弁法のいうところのインターネットユーザーによって公衆に情報を発表するサービスを提供することとは、インターネットユーザーに情報発表条件を提供するサービスであり、通常のいうところの論壇、ブログ、マイクロブログなどを含むものを指す。

第三十九条 本弁法施行前にすでにインターネットユーザーによって公衆に情報を発表するサービスを提供していたりあるいはインターネット情報検索サービスを提供していることに従事しているものは、本弁法の規定に基づいて許可手続を行うべきである。そのうち、本弁法の規定する条件を完全には備えていないものは、本弁法施行の日より6ヶ月以内に本弁法の規定する条件を実現すべきである；期限を超えて本弁法の規定する条件を実現しないものは、インターネット情報内容主管部門によって取り締まられる。

第四十条 本弁法はX年X月X日より施行する。2000年9月25日国務院により公布された

「インターネット情報サービス管理法」は同時に廃止する。

翻訳者 张惠娴（整理），常珈铭，邢佳

資料5 「三つの十条」

(1) 「インスタントメッセージングツール公衆情報サービス発展管理暫定規定」（「即時通信工具公众信息服务发展管理暂行规定」）2014年8月1日に公布施行

即時通信工具公众信息服务发展管理暂行规定

第一条 为进一步推动即时通信工具公众信息服务健康有序发展，保护公民、法人和其他组织的合法权益，维护国家安全和公共利益，根据《全国人民代表大会常务委员会关于维护互联网安全的决定》、《全国人民代表大会常务委员会关于加强网络信息保护的决定》、《最高人民法院最高人民检察院关于办理利用信息网络实施诽谤等刑事案件适用法律若干问题的解释》、《互联网信息服务管理办法》、《互联网新闻信息服务管理规定》等法律法规，制定本规定。

第二条 在中华人民共和国境内从事即时通信工具公众信息服务，适用本规定。

本规定所称即时通信工具，是指基于互联网面向终端用户提供即时信息交流服务的应用。本规定所称公众信息服务，是指通过即时通信工具的公众账号及其他形式向公众发布信息的活动。

第三条 国家互联网信息办公室负责统筹协调指导即时通信工具公众信息服务发展管理工作，省级互联网信息内容主管部门负责本行政区域的相关工作。

互联网行业组织应当积极发挥作用，加强行业自律，推动行业信用评价体系建设，促进行业健康有序发展。

第四条 即时通信工具服务提供者应当取得法律法规规定的相关资质。即时通信工具服务提供者从事公众信息服务活动，应当取得互联网新闻信息服务资质。

第五条 即时通信工具服务提供者应当落实安全管理责任，建立健全各项制度，配备与服务规模相适应的专业人员，保护用户信息及公民个人隐私，自觉接受社会监督，及时处理公众举报的违法和不良信息。

第六条 即时通信工具服务提供者应当按照“后台实名、前台自愿”的原则，要求即时通信工具服务使用者通过真实身份信息认证后注册账号。

即时通信工具服务使用者注册账号时，应当与即时通信工具服务提供者签订协议，承诺遵守法律法规、社会主义制度、国家利益、公民合法权益、公共秩序、社会道德风尚和信息真实性等“七条底

线”。

第七条 即时通信工具服务使用者为从事公众信息服务活动开设公众账号，应当经即时通信工具服务提供者审核，由即时通信工具服务提供者向互联网信息服务内容主管部门分类备案。

新闻单位、新闻网站开设的公众账号可以发布、转载时政类新闻，取得互联网新闻信息服务资质的非新闻单位开设的公众账号可以转载时政类新闻。其他公众账号未经批准不得发布、转载时政类新闻。即时通信工具服务提供者应当对可以发布或转载时政类新闻的公众账号加注标识。

鼓励各级党政机关、企事业单位和各人民团体开设公众账号，服务经济社会发展，满足公众需求。

第八条 即时通信工具服务使用者从事公众信息服务活动，应当遵守相关法律法规。

对违反协议约定的即时通信工具服务使用者，即时通信工具服务提供者应当视情节采取警示、限制发布、暂停更新直至关闭账号等措施，并保存有关记录，履行向有关主管部门报告义务。

第九条 对违反本规定的行为，由有关部门依照相关法律法规处理。

第十条 本规定自公布之日起施行。

(2) 「インターネットユーザーアカウント名称管理規定」(「互联网用户账号名称管理规定」)
2015年2月4日公布・3月1日施行、

互联网用户账号名称管理规定

第一条 为加强对互联网用户账号名称的管理，保护公民、法人和其他组织的合法权益，根据《国务院关于授权国家互联网信息办公室负责互联网信息内容管理工作的通知》和有关法律、行政法规，制定本规定。

第二条 在中华人民共和国境内注册、使用和管理互联网用户账号名称，适用本规定。

本规定所称互联网用户账号名称，是指机构或个人在博客、微博客、即时通信工具、论坛、贴吧、跟帖评论等互联网信息服务中注册或使用的账号名称。

第三条 国家互联网信息办公室负责对全国互联网用户账号名称的注册、使用实施监督管理，各省、自治区、直辖市互联网信息内容主管部门负责对本行政区域内互联网用户账号名称的注册、使用实施监督管理。

第四条 互联网信息服务提供者应当落实安全管理责任，完善用户服务协议，明示互联网信息服务使用者在账号名称、头像和简介等注册信息中不得出现违法和不良信息，配备与服务规模相适应的专业人员，对互联网用户提交的账号名称、头像和简介等注册信息进行审核，对含有违法和不良信息

的，不予注册；保护用户信息及公民个人隐私，自觉接受社会监督，及时处理公众举报的账号名称、头像和简介等注册信息中的违法和不良信息。

第五条 互联网信息服务提供者应当按照“后台实名、前台自愿”的原则，要求互联网信息服务使用者通过真实身份信息认证后注册账号。

互联网信息服务使用者注册账号时，应当与互联网信息服务提供者签订协议，承诺遵守法律法规、社会主义制度、国家利益、公民合法权益、公共秩序、社会道德风尚和信息真实性等七条底线。

第六条 任何机构或个人注册和使用的互联网用户账号名称，不得有下列情形：

- (一) 违反宪法或法律法规规定的；
- (二) 危害国家安全，泄露国家秘密，颠覆国家政权，破坏国家统一的；
- (三) 损害国家荣誉和利益的，损害公共利益的；
- (四) 煽动民族仇恨、民族歧视，破坏民族团结的；
- (五) 破坏国家宗教政策，宣扬邪教和封建迷信的；
- (六) 散布谣言，扰乱社会秩序，破坏社会稳定的；
- (七) 散布淫秽、色情、赌博、暴力、凶杀、恐怖或者教唆犯罪的；
- (八) 侮辱或者诽谤他人，侵害他人合法权益的；
- (九) 含有法律、行政法规禁止的其他内容的。

第七条 互联网信息服务使用者以虚假信息骗取账号名称注册，或其账号头像、简介等注册信息存在违法和不良信息的，互联网信息服务提供者应当采取通知限期改正、暂停使用、注销登记等措施。

第八条 对冒用、关联机构或社会名人注册账号名称的，互联网信息服务提供者应当注销其账号，并向互联网信息内容主管部门报告。

第九条 对违反本规定的行为，由有关部门依照相关法律规定处理。

第十条 本规定自2015年3月1日起施行。

(3) 「インターネットニュース情報サービス単位インタビュー活動規定」(「互联网新闻信息服务单位约谈工作规定」) 2015年4月28日公布・6月1日施行、

互联网新闻信息服务单位约谈工作规定

2015-06-03 15:09:43 来源：中国网信网

第一条 为了进一步推进依法治网，促进互联网新闻信息服务单位依法办网、文明办网，规范互联

网新闻信息服务，保护公民、法人和其他组织的合法权益，营造清朗网络空间，根据《互联网信息服务管理办法》、《互联网新闻信息服务管理规定》和《国务院关于授权国家互联网信息办公室负责互联网信息内容管理工作的通知》，制定本规定。

第二条 国家互联网信息办公室、地方互联网信息办公室建立互联网新闻信息服务单位约谈制度。

本规定所称约谈，是指国家互联网信息办公室、地方互联网信息办公室在互联网新闻信息服务单位发生严重违法违规情形时，约见其相关负责人，进行警示谈话、指出问题、责令整改纠正的行政行为。

第三条 地方互联网信息办公室负责对本行政区域内的互联网新闻信息服务单位实施约谈，约谈情况应当及时向国家互联网信息办公室报告。

对存在重大违法情形的互联网新闻信息服务单位，由国家互联网信息办公室单独或联合属地互联网信息办公室实施约谈。

第四条 互联网新闻信息服务单位有下列情形之一的，国家互联网信息办公室、地方互联网信息办公室可对其主要负责人、总编辑等进行约谈：

- (一) 未及时处理公民、法人和其他组织关于互联网新闻信息服务的投诉、举报情节严重的；
- (二) 通过采编、发布、转载、删除新闻信息等谋取不正当利益的；
- (三) 违反互联网用户账号名称注册、使用、管理相关规定情节严重的；
- (四) 未及时处置违法信息情节严重的；
- (五) 未及时落实监管措施情节严重的；
- (六) 内容管理和网络安全制度不健全、不落实的；
- (七) 网站日常考核中问题突出的；
- (八) 年检中问题突出的；
- (九) 其他违反相关法律法规规定需要约谈的情形。

第五条 国家互联网信息办公室、地方互联网信息办公室对互联网新闻信息服务单位实施约谈，应当提前告知约谈事由，并约定时间、地点和参加人员等。

国家互联网信息办公室、地方互联网信息办公室实施约谈时，应当由两名以上执法人员参加，主动出示证件，并记录约谈情况。

第六条 国家互联网信息办公室、地方互联网信息办公室通过约谈，及时指出互联网新闻信息服务单位存在的问题，并提出整改要求。

互联网新闻信息服务单位应当及时落实整改要求，依法提供互联网新闻信息服务。

第七条 国家互联网信息办公室、地方互联网信息办公室应当加强对互联网新闻信息服务单位的监督检查，并对其整改情况进行综合评估，综合评估可以委托第三方开展。

互联网新闻信息服务单位未按要求整改，或经综合评估未达到整改要求的，将依照《互联网信息服务管理办法》、《互联网新闻信息服务管理规定》的有关规定给予警告、罚款、责令停业整顿、吊销许

可证等处罚；互联网新闻信息服务单位被多次约谈仍然存在违法行为的，依法从重处罚。

第八条 国家互联网信息办公室、地方互联网信息办公室可将与互联网新闻信息服务单位的约谈情况向社会公开。

约谈情况记入互联网新闻信息服务单位日常考核和年检档案。

第九条 国家互联网信息办公室、地方互联网信息办公室履行约谈职责时，互联网新闻信息服务单位应当予以配合，不得拒绝、阻挠。

第十条 本规定由国家互联网信息办公室